彌高叢書第十輯

正八幡母系神女鶴女〈下巻〉

佐竹正八幡宮女系神主の形容

澁谷　鐵五郎　著

彌高神社　平田篤胤佐藤信淵研究所

澁谷鐵五郎　著

正八幡母系神女覊女（下）

佐竹正八幡宮女系神主の形容

著者：澁　谷　鐵五郎
発行：彌　　高　　神　　社
　　平田篤胤佐藤信淵研究所
〒010-0876　秋田県秋田市千秋公園1-16
印刷　有限会社　コスモ印刷
平成11年6月16日　第1刷発行

もくじ

二十二、八幡宮神司者の窮迫……5
(一)秋田藩の財政逼迫 5
(二)七代目鶴の困窮 6
(三)神主も逼迫 12
二十三、八幡宮参詣点描……17
二十四、正八幡宮の別当寺……23
(一)別当寺……23
(二)金乗院……24
(三)一乗院……26
二十五、神女鶴の家系(二)……28
(一)五代目鶴看抱代理高根治兵衛 28
(二)六代目鶴 28
(三)七代目鶴 31
(四)八代目鶴 37
(五)九代目鶴 39
二十六、飛田ツル(一)……42
(一)家督相続 42
(二)八幡神の出陣 44
(三)招魂社 52
二十七、神主近谷家……55
二十八、飛田ツル(二)……60
(一)御城三社の合殿 60
(二)八幡神女鶴の職掌廃止 61
(三)鶴女最後の奉願 66
二十九、御城三社の行方……68
三十、飛田ツル(三)……73
(一)神女鶴家の断絶 73
(二)ツルの子孫 78
三十一、秋田における母系神女と鶴との比較…81
三十二、正八幡宮守護役鶴女の家系……85
三十三、鶴女の署名……87
三十四、鶴女の苗字と看抱家……92
十五、御神体……71
(一)鶴女の苗字飛田家 92
(二)鶴女の看抱家 95
①高根家 95
②戸沢家 96
③安東家 97
④蛭田家 98
三十五、鶴家の葬所……99
三十六、参考「扶持・給銀」について……101
(一)扶持・給銀の定義 101
①扶持とは 101
②給銀とは 101
(二)秋田藩の知行制度 102
①知行とは 102
①秋田藩家臣団の知行 102
(三)貨幣の公定相場 104
あとがき……107

著者略歴

大正９年　秋田県仙北郡仙南村生
昭和45年　陸上自衛隊秋田駐屯部隊史料館長
　　60年　五洋電子工業㈱人事総務課課長代理
現　　在　土崎史談会副会長
　　秋田市史編纂調査員
　　彌高神社平田篤胤佐藤信淵研究所研究調査員
　　秋田県文化財保護協会秋田支部長
著　　書　仙台小栗氏考（小栗美作正矩子孫）
　　義産大和尚（渡部廣仲）
　　秋田の先人と子孫（ツバサ広業㈱）
　　安東氏研究ノート（無明舎出版㈱）
共　　著　歩兵第223聯隊史（同聯隊戦友会）
　　人づくり風土記・秋田（農山漁村文化協会）
　　土崎の史誌（土崎史談会）　他

二十二、八幡宮神司者の窮迫

(一) 秋田藩の財政逼迫

慶長七年（一六〇二）九月、佐竹義宣の秋田転封後約六十年間は院内銀山が盛んであり、また山林収入も多かったので藩は健全財政を続けた。しかし貨幣経済の発達により次第に支出が増加し、参勤交代には膨大な費用がかさみ、早くも二代藩主義隆の代に藩財政は逼迫を告げるに至った。藩の財政が困窮してくると、家臣の収入の一部を藩に上納させたり、知行高そのものの一部を借りあげた。これが知行の借り上げである。延宝八年（一六八〇）における①久保田給人②在郷給人の知行借上は、次のように行なわれた。（一例）

	（借上対象者）	（知行高）	（借上高）	（割合）
①	当分御奉公勤候者	百石に付	二十石	五分の一
	知行高五十～三十石の者	十石に付		七分の一
	江戸詰五十石以上の者	百石に付		九分の一
②	五十石以上	百石に付	二十五石	四分の一
	五十～三十石	十石に付	二石	五分の一

また藩の借財も次のようにふくれあがり、知行借り上げもまた増大した。

享保三年（一七一八）　借財十二万両

享保四年（一七一九）　知行半知借上
同　七年（一七二二）　知行三分の一借上
延享三年（一七四六）　知行半知借上
宝暦六年（一七五六）　借財百六十四万余両

こうした財政逼迫による知行借上に、藩臣は困窮した。八幡宮に奉仕する神司者とて例外でない。窮迫そのものであった。

(二)　七代目鶴の困窮

①　文政五年に陳情

安永六年（一七七）十五歳で家督相続した七代目鶴は、神女として正八幡宮に奉仕すること四十六年の長期にわたり、文政五年（一八二二）には六十歳に達していた。この年の二月、鶴は藩のきびしい節倹に神事の執行に支障を来すまでに逼迫した実状を当局に上申し、善処を陳情した。

口　上

私先祖の儀者竹堂様関東御下向の砌鶴岡八幡宮御神体を供奉仕罷下候以来連綿相続仕来候儀者御調書にも佐竹神人の可為上儀は格別の御調書有之候　御遷封以来御宛行御歳出米六石年々被下置御紋付御小袖壱重　同御帷子壱重年々拝領被仰付　御神式無滞相勤難有仕合奉存候　然者元禄十六未年（一七〇三）より格別の御省略筋に付右両服為御代料文銀百八拾目宛年々被下置候得共御祭日の儀は定式四月上旬にて其年の気候に従ひ寒暖一様ならず御小袖一重にて難相勤折節は下着白無垢等は本よ

り帯其外髪飾を始於自分用意仕様　右品々迚も古着は脱之不浄を相除　専ら清浄の品相求候に付莫大の迷惑も有之殊に近年来諸品高価相成候故　御祭礼前日迄漸々御間に合候体に付右金子にて年々新規の儀不仕に候　半分にも引足不申候所　天明七未年（一七八七）より御初穂並御祭礼御仕切格別に御省略被仰付御小袖御帷子代銀百八拾目の内半銀九拾目宛五ヶ年中引継御借上三拾壱ヶ年相成候処享和元酉年（一八〇一）初めて願申上候得ば御借上銀九拾目被返下都合百八拾目被下置候　其後迚も年々願により七拾目或は百目被下置候儀も有之候

右候得ば近年来諸品高直々罷成　先年の通百八拾目宛被下置候ても中々小袖壱ツ求候にも行足不申候　右之通被減置候ては衣服新規相調候様無之　他借等にて是迄漸々御神式相勤罷在候得共　数拾年諸事御借上に付窮迫申す斗りに無之　他借等年々相増罷在候得ば自然古着等相用候外無之候得共御内陣御守御用故着服成丈清浄の品相用ひ不申候得ば御神慮の趣も恐入候　萬一麁末の儀有之御崇等御座候ては奉対上に恐入候　且つ近来御宮参詣御初穂等も不足仕　右に準先年迄とは相違莫大の減少仕候　其上少宛行の私　前文の通非常困窮に御座候得ば丑年（文化十四年）被仰渡候通百三拾目拝領被仰付候ては迚も衣服新規相改候儀は自力に相及兼申候　依之去年の通御小袖御帷子共御品にて拝領被仰付被下度奉存候所格別の御吟味を以文銀七拾目被下都合弐百目被下置難有仕合奉存候　且つ先年の儀は上の御初穂初め上々様方御直参御代参等も時々有之不少諸品御寄進有之御宛行同様に罷有候故　上御初穂等も格別被減置惣て御寄進無之且つ又御祭礼の節御仕切にて行足不申候に付天明年中（一七八一～一七八八）迄御合力願申上候得共　以来諸事御省略に付御合力奉願候得共一圓拝領不被仰付に付困窮に相成候

左候得ば私儀安永六年（一七七）中拾五歳（宝暦十三年生）にて家督被罷成御宮御祭礼兼御社参月並御神事御用共相勤且つ去る夘年（文政二年）四月中　御宮新規御造宮に付御遷宮の節御内陣御守付添御用無滞相勤候　将又御宮御普請の儀は慶長年中以来始て御造営に候様承知仕候
私儀外に御禄等も無之相勤申候　然も近年迄惣年数四拾六ヶ年無懈怠相勤申候共右勤労被思召委曲の儀は別紙相添奉願候間　幾重にも御奉公並一家扶助仕候様被成下度　且つ此節に相至御奉公等も相勤非常の窮迫の躰　誠に困惑至極罷在候　依之御時節柄御苦柄筋奉願候儀甚以恐入奉存候得共無拠不顧前後奉願候に付　御憐愍の御沙汰を以前書願の通り被仰付被下度奉願候　右の趣何分宣数被仰付被下度奉存候　己上

午（文政五年）二月　　霜

少し長すぎたが、ほとんど原文に近い文を掲げた。この書は、寺社奉行に差出した控のようである。便宜上その要旨を、次にまとめてみた。

御蔵出六石、御紋付小袖壱重、同御帷子壱重、年々拝領とあるが、本来は八石、帷子は弐重であったが藩の財政逼迫により削られた。なお藩の「借上」とあるが、これは取り上げであって、藩はこれの返済はしていない。

①元禄十六年より藩の財政逼迫によって、両服（小袖一、帷子一）を現物支給でなく文銀八十目の支給となった。

②ところが小袖一重では、勤務はできない。下着の下無垢、帯、髪飾等を自弁。神事に古着は不浄なので、新しい清浄品を購入するので莫大な出費で難儀している。近頃は物価高で祭礼の前日までに、よ

うやく右の品々を間に合わしている次第だ。とても百八十目の代銀では、代価の半分にもならない。

③天明七年より両服の代銀百八十目の内、半銀九十目宛引き続き借上げされ三十一カ年におよんだ。たとえ代銀百八十目支給されたとしても、小袖一着も買えない。今まで他借等によって何とかやりくりしてきたが、数十年来の御借上に窮迫は限界に達した。

④したがって御装束（両服）は心ならずも古着を用いなければならない状態であるが、神前の御用なので装束はなるたけ清浄の品を用いないと御神慮のほどが思いやられる。万一粗末などして祟（たたり）などあってはお上（藩主）に対し恐れ入ることである。

⑤私は安永六年中に15歳で家督をし、すべての神事御用に精勤した。文政二年四月に新規造営した神殿の御遷宮にも、滞りなく御用を勤めた。お宮の新規造営は、慶長以来のことという。

⑥私は総年数46か年の間、怠りなく勤仕した。しかし今や非常の窮迫、進退に窮しておる。どうか御憐愍をもって、この困窮を救って下さるよう懇願する。

文政五年（一八三）二月　　鶴

鶴は46か年にわたる勤功を語るべく、右の陳情書に別紙を添付した。

別　紙（諸事日記）

天明元年（一七八）―寛政三年（一七九一）看抱安東茂兵衛（七代目鶴の夫）

天明元年丑六月十五日

屋形様御大切の御神願　十七日の御祈祷於八幡御宮　宝鏡院被仰付

同十九日七ツ時　屋形様御社参被遊候節寺社奉行渋江十兵衛殿御役所にて御壱人御刀番御小性斗御

座候

天明五年己六月十三日

屋形様御不例御大切に付大拍子延引致段寺社方より被仰渡候

同六月十日於江戸　屋形様御逝去被遊候に付鳴物停止被仰付

源通院様於江戸表御逝去に付六月廿五日江戸表御出立被遊七月十五日御着棺被遊候

天明六年午五月十五日

屋形様御家督　御祝儀の御代参疋田斎被相勤申候

天明七年未八月二日

佐近様七月十四日江戸表御出立　当二日御下国被遊候

同八月十六日

屋形様御剃髪　佐近様従江戸表御持参被遊戸嶋村迄大田久六郎殿八月朔日御迎に参候　同日御着城に御座候　同十六日御着城御神納被遊候

寛政三年（一七九一）亥十二月八日

屋形様御前髪小野崎七太夫を以八幡宮御神納　其節霍病気にて不罷出候　金乗院看抱安東茂兵衛神主相諸無滞相納御初尾無御座候

右に出ている人物の名に触れておこう。

天明元年の屋形様は、八代藩主義敦。五月七日江戸発、五月廿四日秋田着。翌二年三月廿一日秋田発、四月十一日に江戸に着いた。

天明元年六月十日、藩主義敦は江戸に没した。38歳。実際に死亡したのは六月一日、政治的配慮などによって十日としたものであろう。

天明六年に家督した屋形様は、九代藩主義和。ときに11歳。官年15歳。官年とは、幕府へ届けた年齢。

天明七年の佐近様は、八代藩主義敦の庶弟。名乗は義方。義敦の遺命によって、年少藩主義和の政務を見た。

② 天保七年の陳情

鶴は困窮のため神事に差支えがあるとまで、しばしば善処を藩に上申した。天保七年（一八三六）74歳に達した鶴は、おそらく最後と思われる懇願を藩に陳情した。窮迫の実情は①と同じ内容なので省略し、末文を掲げる。

私儀安永六酉年拾五歳にて家督ニ罷成御宮御祭礼並御直参月並御神事御用共相勤―（中略）―今年迄惣年数六拾ケ年無懈怠相勤申候間　御旧例御由緒並右勤労被思召先例の通御紋付御小袖同御帷子　御品を以拝領被仰付被下度奉願候　誠近年諸品高価相成且　凶作以来御宮参詣の者も甚不足御初穂等減　以鎖細に相成到て小御宛の処　外に餘情も無之御神事御用難相勤躰罷成

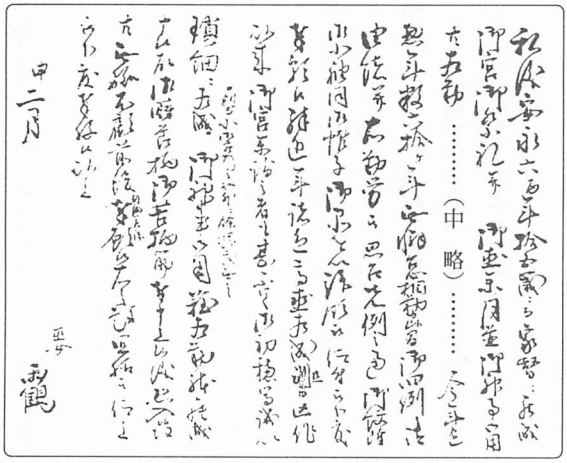

七代目鶴74歳のときの奉願書
天保７年（1836）２月差出

申候故　御時節柄御苦柄筋奉申上候儀恐入候得共無拠不顧前後　別紙差添奉願候　右之趣宣様被仰上被下度奉願候以上

申二月　　巫女　霧

こうした陳情の結果については、記録がなく不明である。

㈢　神主も逼迫

①　困迫の模様

困窮に苦しんだのは霧のみでなく八幡宮の別当金乗院、神主の近谷豊後守宗明も同様であった。八幡神司者の扶持は、もともと次のように軽い扶持であったのに、半知借上げなどの減収であるから困窮するのは当然である。したがって御初穂などは〝干天の慈雨〟といった臨時収入であったろう。神に仕える神人でも、人間に変りはない。ましてや渇している。そこに欲望の葛藤あったとて、何ら不思議はなかろう。神に献上した御初穂の分け前で、深刻な諍(いさかい)が、しばしばあったようである。

正八幡宮神領等

慶長七年の国替以降、次のように定めた。

八幡宮神領　三十石

金乗院へ預け置き、御祭礼のとき霧方へ弐石五斗相渡すこと

◎八幡神司者の扶持

㈠神女霧

㋐蔵出米六石六斗
外に御紋付小袖一重、同帷子一重年に拝領
国替後の慶長頃は蔵出米八石、御仕着夏帷子弐つ、冬小袖壱重拝領した。
㋑元禄十六年の諸費緊縮政策により
蔵出米六石
御仕着の現物支給を代銀渡しとした。
小袖一重代銀百四拾目
帷子一重代銀五拾目
扶持二石、帷子一着の減給となった。
㋒寛政九年四月には蔵出米六石、仕着代銀壱ケ年百八拾目となった。しかしその百八拾目も半額になったりし、毎年一定しなかった。
㈥神主近谷豊後守
四人扶持（年間約七石二斗）
㈥別当金乗院
五十石
藩の知行制度はⒶ地方知行、Ⓑ蔵米知行、Ⓒ扶持米の三区分であった。Ⓐは「村附」の知行取、知行地の農民から定められた量（物成）を収受。Ⓑは藩の蔵に入った米を受給。Ⓒは「人扶持」で、一人扶持は一日五合の割合、これも蔵出米の支給を受けた。

こうしたⒶ・Ⓑ・Ⓒの区分は、格式を加味したもののようである。大身の上級武士はⒶに多く、中・小身の武士はⒷに多い。Ⓒは新参の下級武士や、足軽等に適用された。しかしこの区分は、収入額とは関連しない。いわばⒶは年俸、Ⓑは月給、Ⓒは日給取りのようなものといえよう。

鶴と神主の年収を比較するなら、神主の方が一石二斗ほど多い。神主は、これで家族を養い、神事の装束を自弁するなど、一切をまかなわなければならない。鶴の場合は蔵出米六石、しかしこれは、神事用の扶持と考えられる。鶴は主婦であり夫（看抱）の扶持をもって家計を維持した。とはいうものの、代々鶴の夫は次のように「人扶持」Ⓒクラスの所得であった。

四代目　高根作左衛門　三人扶持　茶屋奉公
六代目　戸沢定右衛門　三人扶持　給銀八十目　鷹匠
七代目　安東茂兵衛　三人扶持　給銀七十目　大番士

これでは、手元不如意な生活であろう。鶴が綿々と藩に、困窮を訴えるのは当然といえよう。また神主の生計も、窮迫したであろう。これに加え金乗院の坊主も初穂に手を差しのべ、三者は初穂の分配さわぎを演ずるのである。

② 金乗院、初穂に文句

明和三年（一七六六）の年（月日不明）に山城守の奥方が御両社へ参詣したときの初穂を鶴が受納したところ、金乗院から使が来ていうには「奥方の差出された初穂は御両社に奉納したのではなく、御守を差上げた寺方で受けるべきものだから当方に渡されたい」と。鶴は「後ほど御挨拶する」と、使者を帰し、

直ちに看抱戸沢定右衛門をもって山城守の膳番千葉市之進に「今日奥方の差出された御初穂は御両社へか、それとも金乗院の御守へか」を問わしめた。市之進「奥方いまだ帰宅していない。供揃いの役もおらず不明なので、帰宅を待ちお聞きの上、挨拶する」との回答。翌日山城守の使が来て「御初穂は金乗院の御守には無之、御両社に御座候」の旨。鶴は、この趣を金乗院に伝えた。

山城守とは、佐竹第一分家の東家のこと。常陸当時は「山城守」と称したが、秋田に移ってからは「山城」といった。鶴は、六代目の鶴。このように明言された以上この問題はこれで〝チョン〟であろうが、次は当事者間で話し合いがつかず寺社方へ鶴は訴えた。

③ 初穂上訴

明和三年（一七六六）六月十六日、蓮寿院様・本清院様は冨田主水をもって御両社に代参させた。

蓮寿院とは、五代藩主義峰の長女。元文五年（一七四〇）十一月、伊予（愛媛県）15万石松山城主松平（久松）定喬に嫁し、天明六年（一七八六）三月十二日江戸に没した。67歳。

本清院は義峰の五女、蓮寿院の妹。宝暦元年（一七五一）松浦守邦（平戸藩＝長崎県）に嫁したが、同七年五月守邦没し大帰（24歳）。寛政十年（一七九八）十一月三日、江戸に没、65歳。

さて初穂上訴の発端は、代参者冨田主水差出の初穂を金乗院が受納した。それが原因。

金乗院が初穂を受取ったと聞いた鶴「何て心得がたいことだ」と、越中守に申付け主水の家来に問いたださせたところ、御初穂は金乗院が「私方へ下げ置きを」と頼まれて渡したと。これでは〝らち〟があかないと断じた鶴は看抱戸沢定右衛門を金乗院のもとに走らせた。金乗院いわく「この度、格別の思召をもって御代参の御祈願を仰せつかり、御祈祷をし御守を献上した。御初穂の儀は、思召をもって金

乗院へ拝領との仰せ渡しなので、其方へ相渡すことはできない」と、すげない返事。

そこで霭は直接冨田主水のところへ定右衛門をつかわし、右の次第を委細申させたところ、主水「何も格別の思召をもって御祈祷を仰せ付け、御守を差上げよと申したことはない。金乗院が拙宅に参り申すには、御初穂は御姫様方より御奉納あるときは以前より私方で取扱っており、これによって御守を献上していると、拙者へ申したので御初穂を渡した」と。これによって、金乗院の作為が明白。

よって定右衛門を再び金乗院へつかわし主水の話をもって談じ込んだところ、金乗院「此度は拙寺で担当し供物等相調へ御祈祷をし御守等を献上したので、御初穂は拙寺で拝領するのが当然。其元へ相渡すことは相成らぬ」と、頑として応じないばかりか「右の次第だから、其元より寺社方へ申立しようと、それは勝手次第」と、はねつけた。

六月十九日、霭は元祖以来の由緒と先例を冒頭に、此の度の金乗院の振舞の委細をしたためた口上書を寺社奉行福原彦太夫に提出し訴えた。翌廿日彦太夫より霭看抱定右衛門に呼出しがあり参上したところ「右初穂は金乗院より受取るべし」との回答。

早速と定右衛門、金乗院へ相越し寺社方の趣を述べ早々御初穂の引渡しを談じたが、金乗院「書き物をもって寺社方へ申立てる趣があるので、相渡し難い」とて応じない。

そのあとのいきさつは不明だが、七月五日霭は金乗院より左のように御初穂を受取った。

蓮寿院様・本清院様御代参冨田主水八幡宮之御初穂金子三百疋、稲荷之御初穂弐百疋

※金百疋とは。金一分、銭勘定で一貫文（青銅百疋、一貫文は千文）。金一分は四朱、四分で小判一両、小判十両で金一枚（大判）。越中守は近谷家の一族で、八幡宮の下社家。

二十三、八幡宮参詣点描

霭家記録は、代々一貫して書いたものではない。したがって記録は、散発的なものである。或いは、散逸して継続性を欠いたものか。そのなかから、八幡宮への参詣記録をひろってみた。

①正徳三年（一七一三）巳四月五日御老母様御参り御初穂　金子百疋

※四代藩主義格の母、このとき49歳。義處の侍女にして布施代。寛延二年（一七四九）二月十四日江戸に没85歳。智清院殿。

②正徳四年午四月四日御老母様より御代参

③享保六年（一七二一）丑八月九日御姫様御参詣の節金子百疋御奉納

※与祢姫、五代藩主義峰の長女、享保五年（一七二〇）八月秋田城に生る。母は側室、安田氏。享保十七年江戸に移る（13歳）。元文五年（一七四〇）伊予（愛媛県）松山藩主（15万石）松平定喬に嫁す（21歳）。蓮寿院。天明六年（一七八六）三月十二日江戸に没67歳。

④享保七年（一七二二）寅三月十七日　常姫様御参詣の節金子百疋八幡宮御奉納　稲荷宮青銅壱貫文御奉納

※常姫、五代藩主義峰の次女。享保七年正月秋田城に生。母は側室、寛厚院。享保十七年江戸に移る（11歳）。元文四年（一七三九）信濃（長野県）松本藩主（6万石）松平光雄に嫁（18歳）。寛保四年（一七四四）正月二十三日江戸に没23歳。玉鳳院。

⑤享保九年（一七二四）辰四月十七日　両姫様御参詣金子百疋宛八幡宮　稲荷社へ御奉納

※与祢、常の両姫。与祢は栄と改名していた、このとき5歳。常は、このとき3歳。

⑥享保十年（一七二五）己四月五日　御老母様御参詣御初穂百疋　御姫様御参詣とも書付有之申候

※御老母は①ならん。御姫様であれば⑤の何れかであろう。

⑦享保十一年（一七二六）午四月四日　御老母様より御代参　平塚市之助其節御初穂金子百疋御奉納

※①の人であろう。

⑧享保十五年（一七三〇）戌二月十五日　阿久里姫様初て御参詣八幡宮　稲荷宮へ金子百疋宛御奉納　外に御祝儀鶴に五百文　神主薩摩守に五百文拝領

※阿久里姫、義峰の四女（三女は生れて四日後に死亡）。享保十四年（一七二九）十二月、秋田城に生る。母は側室、寛厚院（常姫と同母）。延享元年（一七四四）江戸に移る（16歳）。同四年分家求馬義局（のちの七代藩主義明）に嫁（19歳）。寛延元年（一七四八）没20歳。光源院。

⑨享保十六年（一七三一）亥三月十二日　若君様御参詣の節八幡宮江六百銭弐貫文御奉納　稲荷宮江六百銭壱貫文御奉納

※享保十六年は、五代藩主義峰の代。義峰は男子なく、分家式部少輔義都（くに）の嗣子義堅を享保十七年五月九日、将軍に請うて嗣とした。佐竹藩では幕府の認可申請前に養子（内定）とし、若君とされていたようである。義堅この年に、40歳であった。

⑩享保十六年三月十三日　御姫様御三人御参詣被遊候節　鶴直々罷出御神幣差上申候　尤金乗院神主罷出候へども御姫様不罷出候　御初穂六百銭五貫文奉納

※御姫様三人とは③と④と⑧の姫のようである。③と④は、この翌年の七月二十四日秋田城を発し、八月十五日江戸に移った。⑧は、このとき3歳。

⑪享保十六年（一七三一）六月十二日　若君様御社参　御初穂六百銭弐貫文八幡宮へ御奉納　外に五百文

鶴へ御祝儀　神主薩摩守へ同断

※⑨の義堅、藩主義峰の世子として幕府に認められた翌月のことである。

⑫享保廿年（一七三五）卯七月朔日　江戸屋敷より御申越に付常姫様より八幡宮へ御初穂金子弐百疋御奉納

※常姫は、享保十七年江戸に移った。このとき15歳。

⑬元文元年（一七三六）辰（四月二十八日享保二十一年を改元）二月十二日　若殿様御社参被遊候　金子百疋宛御奉納（八幡・稲荷の両社ならん）

※義堅、このとき45歳。

⑭明和三年（一七六六）戊六月十六日　本清院様　蓮寿院様二方御両社御代参　冨田主水被相勤候　其節御初穂八幡宮へ金子三百疋稲荷宮へ金子弐百疋御奉納

※前項（二十二）の㈢の③と同事項。このとき本清院33歳、蓮寿院47歳。

⑮明和七寅年（一七七〇）三月十五日　左近様御前髪稲荷宮へ御奉納被遊候節　御初穂金子弐百疋御奉納　八幡宮へ右同断

※七代藩主義明の庶子、八代藩主義敦の弟。宝暦四年（一七五四）江戸

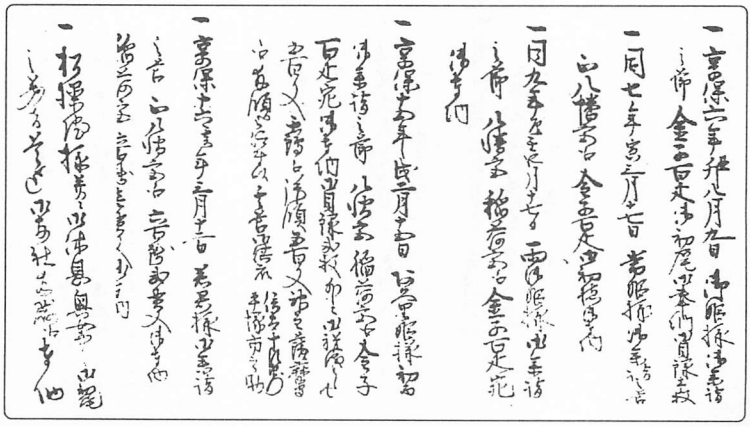

に生。母は側室、林氏。幼名幸之助、明和五年左近という。名乗義方。このとき17歳。文化六年(一八〇九)江戸に没56歳。方等院殿。

⑯安永四年(一七七五)九月五日奥女中参詣　八幡宮へ御初穂白銀拾匁稲荷宮へ同断奉納

右御初穂金乗院引取に付寺社方へ御訴に及び受取候　寺社方にて被仰出候は　上より御奉納御初穂並に土方(さむらい)衆下々御初穂に至迄　先例の通霜受取可致置

⑰安永四年九月十五日奥女中　御初穂　白ぎん十匁

金乗院へ相渡候を看抱戸沢定右衛門を遣わして取り戻し候

⑱安永六年酉正月十六日　奥女中参詣　八幡宮へ御初穂白銀拾匁奉納　稲荷宮へひねり御初穂御奉納

⑲安永六年六月五日　徳千代様初て御参詣の節金子百疋宛御両社五御奉納

※八代藩主義敦の二男(九代藩主義和の弟)安永五年正月八日秋田城に生、母は側室。安永六年鶴五郎と改名。翌七年六月二十五日秋田城に没、3歳。

⑳安永八年亥四月三日壱岐守様御代参　右初穂金乗院引取候に付　神主(近谷上総正)看抱(戸沢定右衛門)を遣わし受取申候

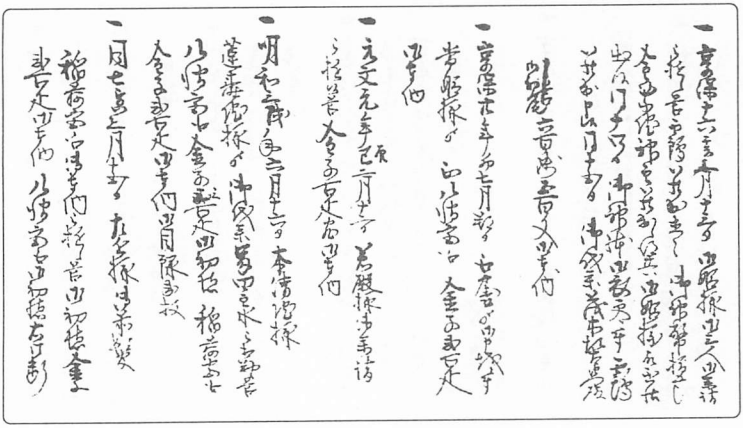

㉑文化十三年（一八一六）三月十六日　御姫様御両社え御参詣の節金子弐百疋宛御奉納

※九代藩主義和の二女、名は節。文化八年（一八一一）十一月二十三日秋田城に生る、母は側室の近藤氏。文化十三年四月五日秋田を発し、江戸に移る（6歳）。文政七年（一八二四）会津（福島県）城主（二十三万石）松平容敬に嫁す（14歳）。翌年の十二月三日江戸に没。本光院殿。この参詣は江戸へ出立する前月のことである。

㉒文政六未年（一八二三）三月十五日　友千代様御代参町田大之進被相勤候節　八幡宮え御初穂五百文稲荷宮え三百文御奉納

※九代藩主義和の二男（十代藩主義厚の弟）文化十二年（一八一五）九月三日秋田城に生る。母は側室近藤氏。義和没後（七月八日秋田城に没）に生れた遺腹の子。幼名友千代、のちに豊後と改め、義尹と名乗る。文政六年三月十五日秋田を発し、江戸に移る。天保九年（一八三八）九月十四日江戸に没、24歳。御代参の日は9歳で、この日に秋田を発した。

㉓天保七年（一八三六）申二月廿八日　御姫様御参詣の節御両社え金百疋宛御奉納

※十代藩主義厚の女、名は孝。天保六年六月七日江戸に生る。母は側室の阿部氏、このとき2歳。この年九月二十三日没。

㉔松操院様並に御休息奥女中御初穂の儀は是迄御両社拝殿え

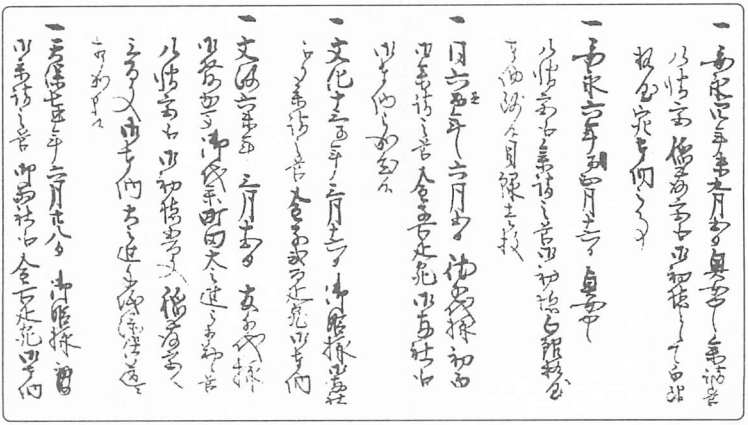

奉納

※松操院は、十代藩主義厚の側室阿部氏。慶応四年(一八六八)五月三日秋田城に没、59歳。一男四女を生む。

〔注〕御初穂の額（金貨幣）については第二十二項の㈢の③の末尾※に注記した。

白銀は銀貨のことで〃しろがね〃とも称した。銀貨幣は、秤量貨幣として使われた。銀十匁以下の端銀は匁、十匁単位以上で端銀のない場合は十目と称した。金換算の場合は秤量六〇匁をもって、金一両（平均相場）とした。

ひねり御初穂は、賽銭を紙で包み、紙の端の部分をより合わせたもので〃おひねり〃ともいった。

六百銭については「秋田県文化財保護協会機関誌第百号・P9」(H3・1・31発行）に解説があり、次に摘記した。

【省銭、九六の百】銭九六文の「鳥目（ちょうもく）」に麻縄を通し「緡（さし）」とし、百文として売買する、これを省銭と言う。

★元禄十一〔国典類抄第三P一〇九〕御初尾六百にて壱貫文 ㈱六百とは九六の百の略。

★享保七〔国典類抄第三P一一二〕御初尾は旧例の通六百銭壱貫文、青緡は致。㈱青緡は縄の両端を青く染める縁起もの。

★宝暦一〔国典類抄第四P六七五〕御祝儀六百銭六〇〇文。

★明和六〔国典類抄第六P一九七〕六百銭壱貫文御献納。

二十四、正八幡宮の別当寺

(一) 別当寺

正八幡宮には、別当寺があった。当時の信仰は、神仏習合（混淆）である。神仏習合とは、いわば神と仏の融合したもの。

日本の信仰は、原始以来神道であった。そこえ、仏教が渡来した。当初は日本古来の神道崇拝と衝突し紛争をまきおこしたが、国内における信仰の円滑を期す見地から妥協と調和を必要とし、神と仏は次第に接近し神仏習合思想が成立し本地垂迹とは衆生済度のため、仏・菩薩は仮に神の姿となって（垂迹）現われたもので、その本体（本地）は、仏・菩薩であるという仏を本地とした神仏合体信仰である。

この思想は奈良時代に存在し、神仏を同所に配祀し、神社には神宮寺を付属した。このことは古い文献（続日本紀、類従三代格等）によって知ることができる。平安時代以後、さらにその実行は発達をきわめた。神宮寺は神社の境内か、その付近にあって僧侶が神前に奉仕した。袈裟・衣を着た供僧が神前で読経・加持祈祷をし香華を供し礼拝した。神祇は、仏教の儀式によって祭祀された。神宮寺（別当寺ともいう）の供僧・神僧と称されるに至ったのも、こうした事態の趨勢にあった。

国家管理の神社には神宮寺を付属したが、津々浦々の神社には別当寺が付けられた。別当とは本来の職があるも、さらに他に別の職に当る義から別当の名が出たが、後には本職となった。

こうした信仰思想のもと佐竹家の氏神なる八幡宮には、常陸以来別当寺が付けられていたのである。

(二) 金乗院

小（正）八幡が応永二十三年常陸太田城内に勧請されたことは、すでに述べたとおり。八幡宮の神仏習合は割合に早く、宇佐八幡、石清水八幡、鶴ケ岡八幡などにはもちろん神宮寺が付属した。正八幡宮に金乗院が別当として付けられた経緯について、霜家記録には次のようにある。

金乗院の儀は　同院開山金乗坊と申すもの義篤公様御代　御軍事の席に連り御用立候儀も有之候に付　往々正八幡宮祈念職被仰付　護摩檀にて取担被仰付御加護致候得職に御座候

義篤公とは、十八代義篤のことであろう。その前の義篤は十一代であり、霜の小八幡が勧請されたのは十四代義人のときである。金乗坊は山伏で、佐竹氏の軍議に加わり諸国に足を伸し軍功を重ね、大幢山勝軍寺金乗院を開山し、佐竹家の氏神である若宮八幡（秋田へ移って小八幡）の社僧を仰せ付けられた。いわゆる別当寺となったのである。一般に社僧は、神官の上位にあった。本地垂迹思想の見地からして、そうであろう。

佐竹家の国替に従って秋田に移った金乗院は、第十七・十八項に述べた如く久保田城内別廓に差し置かれ、引き続き小（正）八幡の別当寺となり社僧を勤めた。

秋田に移った金乗院は二十四代慧宝、慶長八年九月廿七日「為八幡御神領新城小又村之内参拾石　其方為知行一市（ひといち）一向堂村之内弐拾石相付候」と、藩主義宣の御墨付を与えられた。金乗院の知行は二十石、神領三十石は金乗院の預りである。神領は、神社の神事費用である。知行は何れも村付である。村付とは、生産者の農民から年貢米として米を受領するシステム。こうした知行・扶持については第二十二項

の㈢の①に軽く述べた。

慶長十九年九月廿五日、金乗院は五十石六ツ成の御墨付を受けた。これは、村付知行。三十石の物成（年貢）であるが、あまり裕福ではなかったようだ。鶴・神主とて同じこと。第二十二項の㈢に述べたように、御初穂の分け前に〝いさかい〟を起すことがしばしばあったようである。

明和四年（一七六七）六月四日の久保田城下外町の大火は、寺町に並ぶ多くの寺院を焼いた。常陸から移った佐竹家の氏神大八幡と祈願寺の一乗院は、寺町にあって類焼した。回禄の災いに遭った大八幡と一乗院は、城内の八幡山別廓に移ることになった。

八幡山別廓地には当初東側から金乗院、鶴屋敷、小八幡、稲荷の建物がならんでいたが、慶長十八年（一六一三）七月、鶴は台所町に移され、その跡地は空いていた。その空地に大八幡を移し、金乗院を北の丸籾蔵の隣りに移転させ、その跡地に一乗院を移すことになったのである。

八年後の安永四年（一七七五）六月十七日、空地となっていた鶴屋敷跡地に大八幡、北の丸に移した金乗院跡地に一乗院の殿宇が落成し、仮堂からそれぞれ霊位を遷した。一乗院は、境内社である春日の神を西側に建てた。

かくして寺社地なる八幡別廓には東から一乗院、春日、大八幡、正八幡、稲荷と、明治の廃藩まで軒をつらねた。なおこれを契機に、金乗院は正八幡・稲荷両社の別当寺を解任され、一乗院が御城三社（大八幡・正八幡・稲荷）の別当寺を仰せ付けられたと、書いてある書籍を目にするが、鶴家記録には依然として別当と記録してある。秋田戊辰戦に御城三社出陣するとき、金乗院は別当として神霊を守護し出陣している。

六郡祭事記にも「正八幡宮別當金乗院、神職近谷氏。大八幡別當一乗院、神職千田氏」と誌してある。

㈢ 一乗院

文亀二年（一五〇二）常陸佐竹十七代義舜によって、佐竹家一門の加護を祈り久慈郡吉田の荘に吉田山一乗院が草創され、佐竹支族小田野義正の兄海義大和尚によって開山された。

慶長七年佐竹義宣の国替えとともに、秋田に佐竹家の祈願寺として移転し寺町に伽藍を構えた。住職は代々佐竹城主によって特選され、藩主の名乗〝義〟の一字を代々賜わった。寺禄は天徳寺に次ぐ二七〇石を扶持された。明和四年の寺町火災に類焼し、城内の八幡山に移ったことは前項に述べた。

明治四年七月十四日の廃藩により翌五年六月二十九日秋田城（久保田城）は陸軍省の管轄となり、佐竹家の信仰建造物は撤去することになった。同十一年に一乗院は、川尻の東光寺跡に移された。大正十一年一月三十一日、失火により結構を尽くした寺宇は灰燼に帰した。その山門と書院の建物は、明治五年に土崎港の休宝寺に移され、書院は本堂となり現存する。

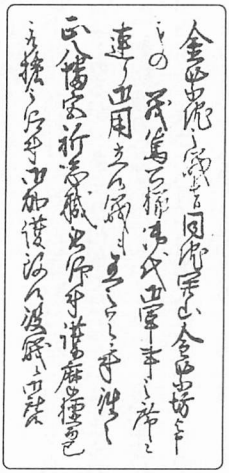

靄家文書にある
金乗院の由緒

金乘院廿四代慧寶

義宣公御書

[illegible]

九月廿四日義宣

金乘院

義宣公御書

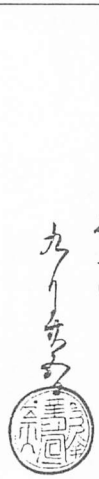

[illegible]

金乘院

二十五、神女霭の家系 (二)

(一) 五代目霭看抱代理高根治兵衛

霭の家系は第二十項に、五代目霭まで述べた。引き続いて、以降を続けよう。

五代目霭の看抱（夫）は、どうしたことか不明である。そのためか、実弟の高根治兵衛が長らく看抱代理をつとめた。治兵衛は明和六年（一七六九）十二月十一日、71歳で没した。妻帯してあったか、どうかは不明である。

(二) 六代目霭

六代目霭は、母47歳のとき生れた。夫は、戸沢定右衛門。戸沢家は、仙北郡角館の領主戸沢氏の支流。戸沢氏は慶長七年の国替により、常陸手綱に四万石をもって転封となった。戸沢家は離臣となって角館に残り、次に来た領主芦名家に仕えたが、承応二年（一六五三）六月十三日芦名家の断絶後、助兵衛盛昌は久保田に移り藩の直臣と

(四) 霭　伊織

高根作左衛門
三人扶持・茶屋
寛永十四年（一六三七）生、母霭20歳
承応元年（一六五二）茶屋召立16歳
寛文元年（一六六一）看抱25歳
元禄十四年（一七〇一）茶屋勤仕50年
看抱勤仕41年
正徳三年（一七一三）七月七日江戸に没77歳

(五) 霭
貞享二年（一六八五）生、父49歳
元禄十四年（一七〇一）＝17歳

飛田市之丞
元禄十四年、茶屋召立16歳、三人扶持給銀五十目

高根治兵衛
明和六年（一七六九）十二月十一日没、71歳

(六) 霭
享保十六年（一七三一）生、母47歳
安永六年（一七七）十月十二日没47歳、法名錦葉妙繡

戸沢定右衛門盛房
近進鷹匠、二人扶持給銀八十目
享保十年（一七二五）生、寛保元年（一七四一）鷹匠の直衛17歳
安永九年（一七八〇）正月十七日没56歳、法名春應道光

なった。とはいうもの「徒士に準じ御鷹師を勤仕し月俸三口給銀八十目」の召抱えで身分は足軽、職は鷹匠。三人扶持銀八十匁（目）給付の扶持である。

この助兵衛盛昌の玄孫に当る定右衛門盛房に、六代目鶴は嫁いだのである。定右衛門との間に鶴は、四男二女の子女を生んだ。長男藤右衛門盛光は、家督相続者。次男専太郎は、29歳で没。三男の忠盛は、西野家の養子。次は長女で、鶴の後継者となり七代目鶴。次の宗久は、藤本家の養子。末女は、川村家に嫁した。

明和六年十二月十一日に没した治兵衛は、鶴にとっては母方の叔父。親族が死亡して昔も今も変りないのは、忌や喪中間のつつしみ。死者を悲しみ、一定の期間、祝い事や交際をさけ、憂いにこもり、万事をひかえめにするのが忌や喪。鶴は叔父の喪にかかったので、看抱戸沢定右衛門をして寺社方小野寺主水のもとへ、次のように忌中間の神事御免を願い出た。

明和六年十二月十一日高根治兵衛病死致候に付母方伯父の忌中　小野寺主水殿御役敷え戸沢定右衛門を

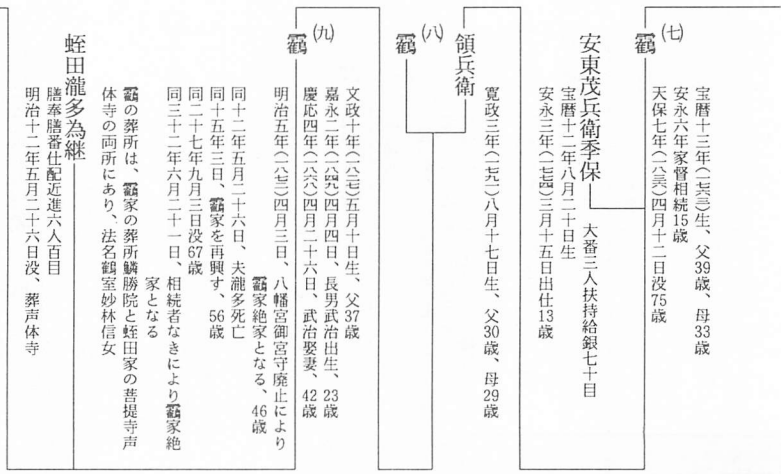

以申立候処　則忌中御免之段被仰渡候

その翌年の正月十二日母方の叔母が死んだので霭は、神主近谷豊後守をして寺社方福原彦太夫へ忌中御免の届けをした。

明和七年寅正月十二日母方伯母病死致候に付福原彦太夫殿御役敷に近谷豊後守を以忌中の段申立候所則御免之段被仰渡候

母方の伯母となれば、先代霭の妹であろう。右の両者に対し伯父・伯母と書いてあるが、当今なら叔の字であろう。

安永六年（一七七）十月十二日、霭は47歳で没した。法名錦葉妙繍。夫の看抱、戸沢定右衛門は三年後の安永九年正月十七日、56歳で黄泉の人となった。

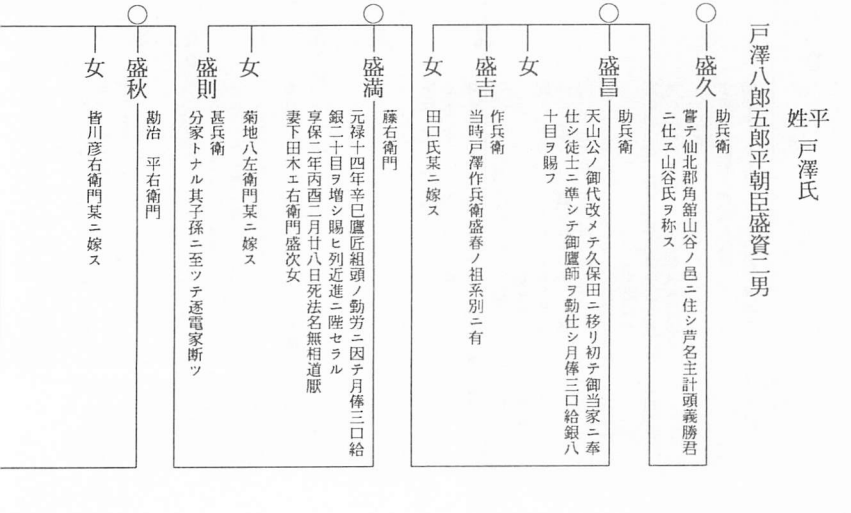

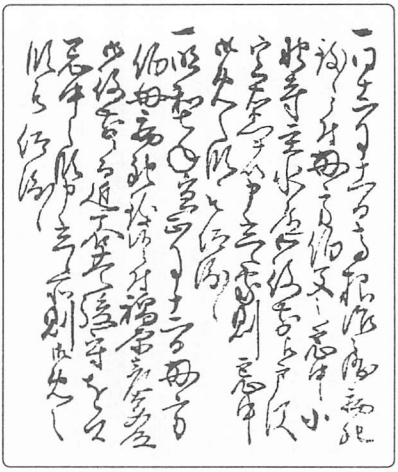

鶴の提出した母方の
伯父・伯母の忌中届の控

(三) 七代目鶴

六代目鶴の死去により、その長女は15歳で七代目鶴の家督を相続したが、それとともに先例によって忌中届を差出した。

安永六年十月十二日　私母病死仕候に付忌中の段和田甚大夫殿御役所迄御届け申上候所　則御免之趣被仰渡候

- 某
  - 團兵衛
    児玉氏ノ養子トナル
  - 平助
    児玉氏ノ養子トナル
- 某
  - 藤右衛門
    宝永年中請テ同氏トモニ本姓戸澤氏ニ復ス
    享保十九年甲寅十月廿三日死法名連主道光
- 盛房
  - 定右衛門
    実ハ宇名多右衛門公矩二男、享保十年巳生
    享保十九年甲寅十月藤右衛門某ノ末期養子トナル
    月俸一口ヲ収メテ家督ヲ賜フ
    寛保元年酉17歳ニ而御鷹屋ノ直衛トナル
    安永九年庚子正月十七日死法名春應道光享年56歳
    妻八幡宮神女鶴、安永六年子十月十二日死享年47
    法名錦葵妙繡
- 盛光
  - 新九郎　藤右衛門
    寛延元年戊辰十月五日生、母鶴女
    寶暦十三年未十二月十六日出仕ス
    御名代ニ而明和元年甲申四月十三日御鷹屋ノ直衛ニ入ル享和三年癸亥六月十二日四十年ノ勤仕ヲ賞シテ父盛房ノ代公入スル所ノ月俸一口ヲ還シ賜フ
    妻野口太右衛門某女
  - 某
    専太郎　多助
    母同、天明四年甲辰九月十四日死享年29法名月児良空
  - 忠盈
    永之助　傳治
    母同、西野林蔵忠嘉ノ養子トナル
  - 女
    母同、正八幡宮神女鶴ニナル

15歳で七代目を継承した鶴の看抱は、父の定右衛門が代理した。しかしその父も、三年後の安永九年に死去した。その翌年の天明元年（一七八一）鶴は、安東茂兵衛に嫁いだ。ときに鶴、19歳。

鶴56歳の文政元年（一八一八）五月、慶長以来初めて正八幡宮の新規造営に着手した。新規普請のため、八幡神霊を稲荷宮へ遷し（下遷宮）同座のうえ普請に着手することになった。神霊を遷すにあたって別当寺、鶴、神主（近谷上総正）、親類の戸沢東右衛門嫡子長蔵が介添して奉遷した。

文政二年四月朔日、八幡宮の新造落成し、稲荷宮より御神体を移すにあたり別当寺、鶴看抱（安東茂兵衛）、神主（近谷上総正）が介添し新造営の神殿に遷した。この神殿は現存し、彌高神社の神殿となっている。

鶴は六十年間にわたり奉公したが藩の財政逼迫により相次ぐ知行・扶持の借り上げにさいなまれ、その生涯は次の天保七年（一八三六）文書に見るよう困憊そのものであった。

- 宗之　福蔵　小市郎　治左衛門
  藤本治左衛門宗名ノ嗣トナル
- 女　母同、川村仁右衛門盛道ニ嫁ス
- ○盛綱　長蔵
  安永二年癸巳七月廿二日生、母野口氏
  天明七年丁未三月廿二日源通公ニ拝謁シテ同八年戊申正月十三日御鷹屋ノ直衛トナル
  妻完戸久左衛門久宥女
- 道次　萬太
  母同、畑江易兵衛道久ノ養子トナル
- 女　母同、天明二年寅十月九日生
  深谷才治光福ニ嫁ス
- 女　盛光ノ養女、芳賀彦左衛門光久ニ嫁ス
- 女　母同、天明七年丁未十二月九日生
  佐藤多市信住ニ嫁ス
- 某　吉蔵
  母同、寛政六年甲寅二月三日生
  勘治
  母同、享保二年戊八月廿日生
  三年癸亥十一月七日死法名全提
- 女　母完戸氏、享和三癸亥三月四日生
  同月八日死法名露山
- 女　母同、文化元甲子年六月廿二日生
  七月五日死法名玉露

右之外相知不甲侯以上

天保七申年二月中願差出候草稿

口上

私従先祖連綿無懈怠相勤来候

正八幡御神式之儀者乍恐竹堂様御深慮之旨被為在鶴ケ

岡八幡宮之官女鶴子と申を被召寄御密々被仰含候御用有之直々堂州江御供被仰付候以来

御両社御祭事を始御神式相預候儀者元祖鶴に悉皆被仰付候より私迄数代相続相勤罷有候於常州者御神

領被任置候処御遷封以来諸事御旧例に御引替御宛行御蔵米六石のみ拝領被仰付

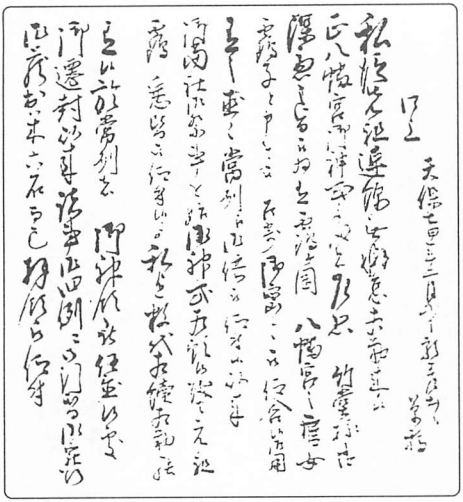

鶴の陳情書

御神事の節御紋付御小袖一重同御帷子一重宛年々

拝領被仰付御神式無滞相勤罷在候

然所元禄十六未年格別の御省略被仰出候節右御

小袖代として文銀百四拾目同為御帷子代文銀四拾

目都合百八拾目宛年々被下置候

然者右代銀にて中々行足不申別て清浄の品致吟

味候事故甚迷惑仕候得共御初穂等も相應に有之候

砌故可成りに御祭礼の御間に為合候躰之所

天明七未年相至甚敷御塞迫に付右両服の御代銀

の内半銀九拾目五ケ年中御借上の段被仰渡候段々

引継拾四ケ年の間九拾目宛被下置候

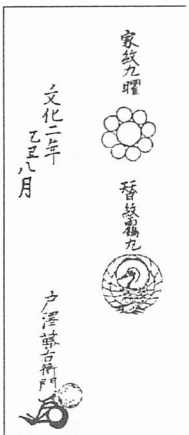

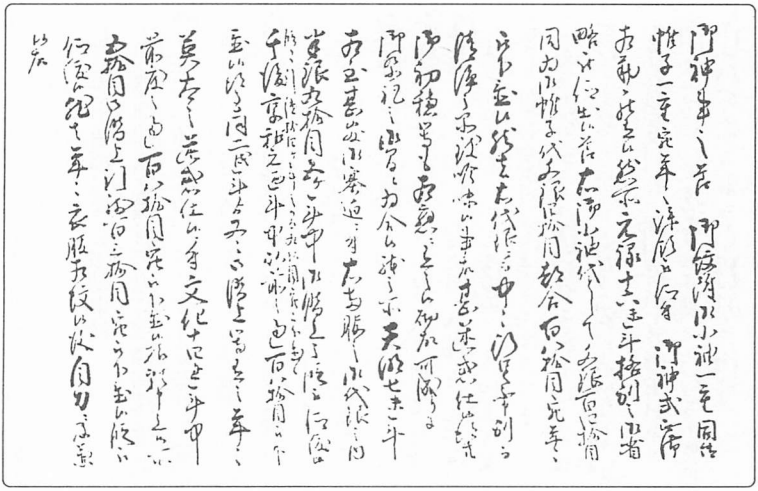

書情陳の鬻

其後享和元酉年中以前の通百八拾目被下置候得とも同二戌年より又々御借等有之年々莫大の迷惑仕候に付

文化十四丑年中前度の通百八拾目宛被下置候様願申上候所五拾目御借上引残百三拾目宛被下置候段被仰渡候然者年々衣服相改候儀自力に及兼候故

文政四巳年中願申上候所御合力とも弐百目被下置候同五年中又々願申上候所御合力とも都合弐百三拾目宛五ケ年中拝領被仰付候

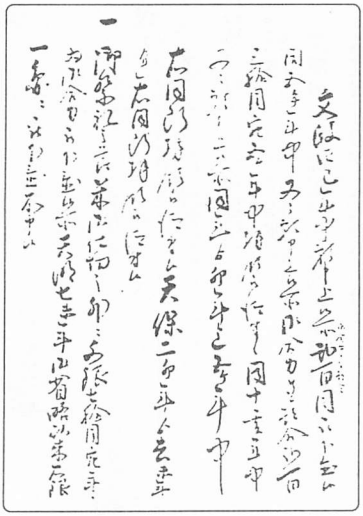

書情陳の鬻

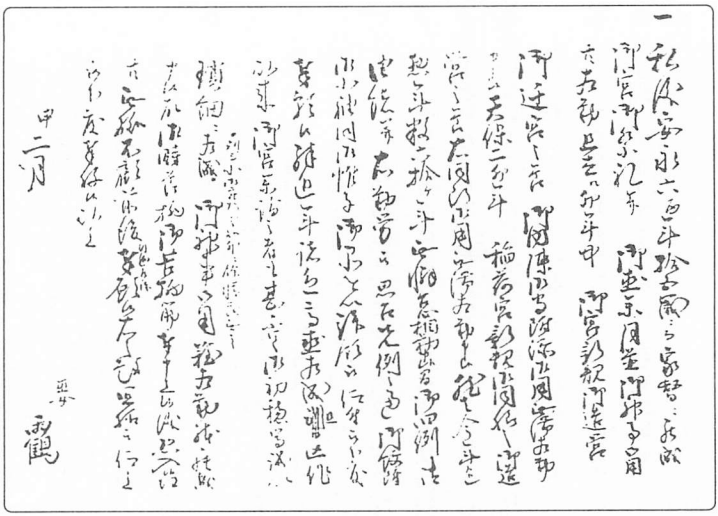

靄の陳情書（靄は翌々月の４月12日，75歳で没した。この書は絶筆となった）

同十亥年中又々願申上候所同年より卯年迄五ケ年中右同断拝領被仰付候天保二年より去未年迄右同断拝領被仰付候

一、御祭礼之節米御仕切の外に文銀七拾目宛年々為御合力被下置候所天明七未年御省略以来右銀一圓に被下置不申候

一、私儀安永六酉年拾五歳にて家督に罷成御宮御祭礼並御直参月並御神事御用共相勤且つ去る卯年中御宮新規御造営御遷宮の節御内陣御守附添御用無滞相勤申候天保二卯年稲荷宮新規御同様の御造営の節右同断御用無滞相勤申候

然者今年迄惣六拾ケ年無懈怠相勤申候間御旧例御由緒並右勤労被思召先例の通御紋附御小袖御帷子御品を以拝領被仰付被下度奉願候

誠近年諸品高値相成且凶作以来御宮参詣の者も甚不足御初穂等誠以煩細に相成到て小御宛行の処外に餘情も無之御神事御用難相勤躰罷成申候故御時節柄御苦柄筋奉申上候儀恐入候得共無拠不顧前後別紙差

添奉願候右之趣宣様被仰上被下度奉存候以上

巫女

霸

申二月

霸の嫁いだ安東家は、佐竹以前の土崎湊城主安東氏の支流である。これも先代看抱戸沢氏同様、慶長の国替に随従しない離民。安東家は代々河辺郡豊巻の白華城主であったが、永禄十年（一五六七）備中守季林のとき豊島玄蕃重村の奇襲に遭い落城した。玄蕃の子休心重林は天正七年（一五七九）下刈右京、川尻中務らと土崎湊城を攻撃（第一次湊合戦）し、湊城側（安東氏）の反撃により討伐された。

季林の二男越中守季元は、安東実季の家臣となり中嶋村に居住した。慶長七年（一六〇二）の実季常陸宍戸遷封のとき季元は離臣となり牢浪したが、代って秋田入りした佐竹義宣に季元の子茂兵衛季久は17歳で仕え、歩行（徒歩の兵）に列し大坂二度の役に従い、三人扶持給銀九十目の扶持を与えられた。その子茂兵衛季長、近進に進み加増され四人扶持給銀百五拾目の扶持を給された。その子茂兵衛季忠は随分と長生きし五十七年間奉公し、享保十一年（一七二六）十二月二十八日、84歳で没した。長生きはしたものの子がないので、石井家から入嗣したのが茂兵衛季定。

ところがこの季定、享保十九年正月二十五日、雪中の巷に行方不明となり翌年三月十九日、山野に死骸となって発見された。子がなかったので雫石家から入嗣したのが宝暦十二年（一七六二）生れの茂兵衛季保。季保は大番士であったが、扶持は給銀七十目。先代が約二カ月も行方不明では、扶持の減額も止むを得まい。

この季保に嫁したのが、宝暦十三年生れの七代目霸である。

鶴は前掲の「口上」（願差出）書を寺社方に差上げた翌々月の、四月十二日に75歳の生涯を閉じた。

㈣ 八代目鶴

八代目鶴は、嫁である。看抱は、七代目鶴所生の領兵衛。領兵衛は寛政三年（一七九一）父30歳、母29歳のとき生れた。八代目の家督年数は、二十年そこそこのようだ。次のような、文書がある。

天保七申年四月十二日認之

長山傳左衛門光盛写

梅津古日記より

御城内正八幡宮並稲荷大明神由来之事

義人公御代出性之御氏神たるに依り鎌倉鶴ケ岡より勧請したまひ於常州に崇敬なし給ふ　然るに秋田え御国替の時　官女鶴之守と云し女是を傳り奉り秋田え下向し　以後今の処え勧請なし給ふ也　御国当座は此山御本城え打続きし山なり　然るに堀切りして石塚氏是に被指置候　其後社地に被成置候

一、稲荷大明神は後藤何某鎮守の処　何頃御上り候哉　外に新稲荷と称し小社有之是は寛文年中久賀谷氏より御上の由　右本社小田野氏の鎮守と一躰分神にてましまし故に御祭礼の時は神主来りて傳り奉り御浜出の御同道也　是常州よりの旧例也

一、右両社神領高三拾石也

外に高弐拾石　　別当　金乗院

御蔵出　八石　神女　鶴の守

但御仕着　夏帷子弐ツ　冬は小袖壱重被下也
近年は代銀を以て被下候由
御宛行も六石に減置れ候由

右両社並に新社の初穂共に鶴取申候　金乗院は惣じて初穂は取不申候　御祭礼の日祢宜神女等鶴所にて朝飯夕飯振舞祝儀調申候　金乗院は構不申候　鶴所に稲荷鹿嶋え於常州御寄附の神領御證文義篤公より霸守名儀にて被下候両通所持仕候　外に於秋田山方能登守證文壹通同主殿よりの證文壹通所持仕候て萬代不易の神女也

申四月十二日　　長山伝左衛門　摸

安東領兵衛殿

発簡者の長山伝左衛門は、如何なる仁か不明。日付は、先代霸の死去した日である。この書簡を受けた安東領兵衛は、ときに四十六歳となっていた。この年齢なら伝来の文書や、母の霸からの聞き承けなどによって由緒を知っていた筈である。にもかかわらず、母霸の死亡した日付をもって「梅津日記」から由来を抜き書きして送ったことは、何を意味するか。これから八代目霸となる嫁女への参考にとの思いやりによる長山氏の厚意か、そうなれば八代目霸の縁者かも知れない。それとも領兵衛の依頼によったものか。

なおこの書を見て、次のことを注記しておく。

①此山御本城え打続きし山なり　然るに堀切りして石塚氏是に被指置候　其後社地に被成候

すなわち八幡山の社寺地は元来、北の丸から続いた山であったが堀切りして切断し、そこえ石塚大膳

を置いた。その以降は、第十七項に述べた。

②稲荷大明神については、第十八項に掲げた。

③金乗院は初穂を拝領しないことになっているようだが、しばしば初穂の受取りでいさかいを起している。

(五) 九代目鶴

九代目鶴は、文政十年（一八二七）に生れた。このとき父の領兵衛、37歳である。八代目鶴の死没年月が不明なので家督相続の年代も不明であるが、22歳のとき長男武治が生れている。夫（看抱）は、蛭田瀧多である。

この代は明治維新に遭遇、廃藩置県による神社祀制の改変、鶴家特殊の神女制廃止など、未曽有の変革に余儀なき絶家に至るまでの諸事が多いので、項を改めることにする。

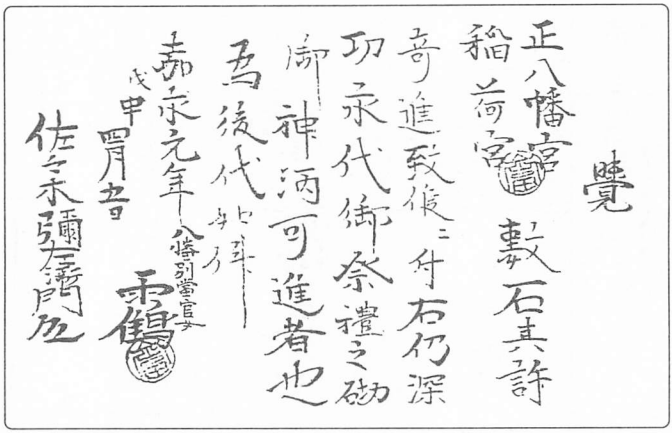

八代目鶴の書

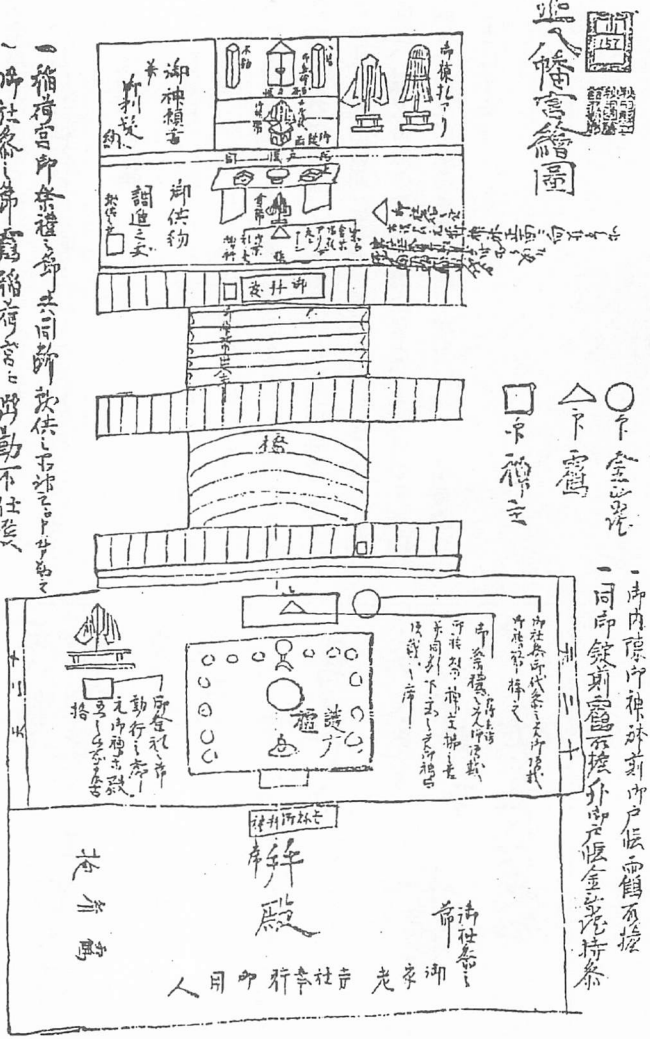

鶴の神事した正八幡宮の絵図

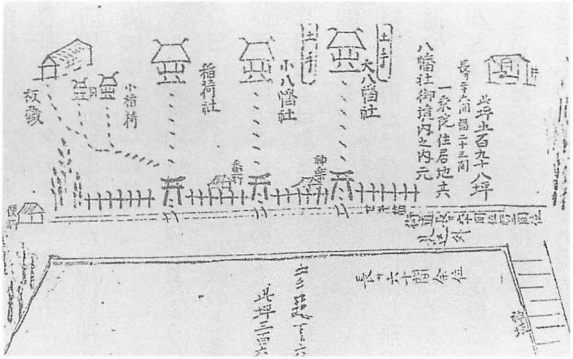

御　城　三　社

神　女（巫　女）

二十六、飛田ツル㈠

㈠ 家督相続

飛田ツル、この名は明治四年四月五日に公布された戸籍法により、翌五年二月一日より実施した戸籍に登載された名である。明治五年のエト（干支）は壬申なので、一般に「壬申戸籍」という。

前項の末㈤に掲出した九代目神女鶴が、この飛田ツルなのである。ツルの生涯は、多事多端な時世の奔流にゆさぶられた。

ツルの家督相続は前述したように不明であるが、23歳のとき長男武治が生れている。ツルは文政十年（一八二七）生れであるから23歳のときは嘉永二年（一八四九）である。したがって看抱となる夫の蛭田瀧多に嫁いだのは、その以前のことであろう。

蛭田瀧多は膳奉膳番支配の下にあり身分は近進（きんしん）、六人百目の扶持と、安政二年（一八五五）の久保田藩給禄調にある。

膳奉膳番とは君公の側に侍し藩の内務（奥向）を統理し、毎日膳番局にあって膳奉一切を担任し君公に進供す調理を風味（毒味）する役目で、その役職は重役である。定員は四人、これが膳番（重役）。膳奉とは、膳番の支配下（定員二十二人）にあって君公の食事を調理する役目。いわゆる料理人、コックといったところ。蛭田瀧多も、その一人であった。右の給禄調には滝太とあるが、本人の自署には瀧多とある。瀧多の名乗りは為継、明治十二年五月二十六日に没した。

蛭田瀧多の署名

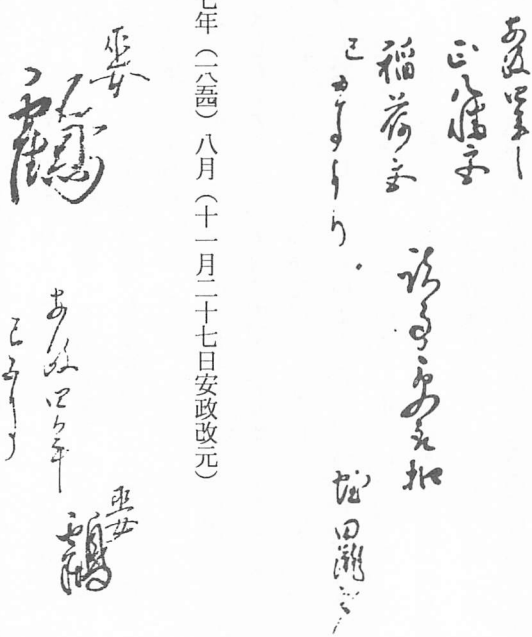

霸の署名、嘉永七年（一八五四）八月（十一月二十七日安政改元）

(二) 八幡神の出陣

慶応四年（一八六八）正月二日、京都の鳥羽・伏見に起った戊辰の戦火は、東海道を東下し江戸を通り越し奥羽へ飛火した。現在の福島・宮城・山形・秋田の各県内は、戦いのちまたとなり惨状をきわめた。

戦いは薩長藩の操縦する①朝廷（政府）軍と、薩長の理不尽に同盟を結んで抗戦する②奥羽軍との戦闘である。①は②を討伐するため、西国諸藩の兵を動員し奥羽に出兵した。②は①に抗戦するため北越（新潟）諸藩と同盟を締結し戦力の拡大をはかった。①を官軍、②を賊軍と明治このかた称してきたが、今ここでは①を西軍、②を東軍とする。

秋田藩は①と行動を提携したので、南北から②に侵攻され、①の西国諸藩兵応援のもと②と戦闘をまじえた。秋田藩内に侵攻した②の主力は、南は庄内軍、北は南部軍であった。

院内口（八月二日）、由利口（八月一日）、鹿角口（八月九日）の国境を突破した東軍は久保田城めざし進撃、随所に攻防戦が展開した。特に湯沢・横手・本荘を攻略した精鋭なる庄内軍は北進を続け、佐竹（久保田）城をめざした。これを脅威とする秋田藩（西軍）は主力をもって、これの撃退にあたった。

佐竹家の八幡神は、こうした危急存亡の秋（とき）こそ霊験あらたかな神力を発揮する武神として、常陸以来崇祀されてきた。いまや、そのときが到来した。

いうまでもなく御城三社（正八幡・大八幡・稲荷）は四月の春の御陣（第一次出兵）とともに武軍長久、敵退散の御祈祷を連日続けていた。なおも戦況今日の如く急を告げるに到り戦場に向け、御城三社の御神体は九月六日出陣することになった。

当日出陣の御神霊に藩主佐竹義堯は参詣し、坂下まで奉送した。坂下とは、久保田城本丸正門（表門）を出て長坂門から長坂を下りて、二の丸の広場に至ったところであろう。御三社の神霊は、同日暮六ツ時（午後六時）河辺郡戸島村本陣に到着した。これより毎朝・夕、武運長久の祈願に明け暮れたであろう。近谷文書は、この出陣を次のように簡潔に誌してある。

九月六日　八幡宮御正体　御三社御神幣御出陣に付　屋形様被為在御社参　御神幸之節御坂下迄被為遊御奉送候　同日暮六ツ時戸島村御本陣え被為在御着館候　直ちに昼夜を分たず祈願に誠心を籠め候

なお戸島村（河辺郡河辺町）へ出陣する八幡行列の模様は、左の如く鶴文書にある。

御警固
御小人　壱人　五色絹　猿田彦
御神旗　御導　社人　一人
同壱人　白鳥壱人
御蓋目　鈴木掃部
御神弓　白
社家壱人　真御旗
同　壱人
御堅固鎚
社家　壱人　御太刀　社家　壱人
白鳥　壱人　同社人　壱人
御警衛士鎚
小八幡　神主近谷日向　安東升　上下三人
御神躰御長持　白鳥　四人
大八幡　神主千田正紀　別当　蛭田武治　金乗院　上下五人
御警衛　鶴上下五人　貳人

先頭の御小人は小人（こびと）と称し足軽や仲間のような軽輩、現在の警察官の巡査級。次は五色の絹地でつくった彩色の神旗、付添の白鳥とは白張・白丁とも書き〝しらはり〟という。白布の狩衣を着た下男、この場合は御神旗の持ち役であろう。次の御導は、行列の先導者。天孫降臨のとき道案内をつとめた猿田彦神にちなんだ故事によるもので、天狗の面をかぶり矛（ほこ）を持ったいでたち。次の御蓋目は鏑矢（かぶらや）を射て邪を除く神事によるもの、そのあとに御神弓が続いている。次の真御旗

は、軍隊でいうなら軍旗に相当するであろう。右上に〝白〟とあるから白旗であろう。次の御太刀は、八幡の守護刀。御神体の長持には正八幡の御神体、稲荷と大八幡の御神幣が納められ、神主が両側に付き添っている。そのあとを白鳥、槍を持った警衛士、別当、看抱（蛭田武治は代理）をもって守護。後尾に鶴の上下五人、そのあと警衛が続いている。

鶴の上下五人とは、鶴は籠、下男下女各一、神事補助二（男）の五人。

なお長持は、白木の御紋付。このほか高張提灯二、提灯二（何れも御紋付）。麻の幔（陣）幕などを携行した。

この行列は神事（行）であって、警衛者にさしたる武力はない。真の警護は佐竹義寿が、家臣百五十余人を率いてあたった。佐竹義寿の家は東家と称し、佐竹分家の主座で御床机代を世襲する家系。御床机代とは戦陣において大将の代理・身替り・影武者などをつとめる重要な役。

戸島村は宿駅で、本陣がおかれてあった。本陣とは主として大名・宮家・幕吏などの休泊に用いた大旅館。大名用に佐竹・津軽藩主用の居間もあったという。この本陣に、出陣の御三社神霊が鎮座した。ここで毎日、武運長久・敵軍退散の御祈祷に明け暮れたことであろう。なおも近谷文書は続く。

九月十日　本陣へ官軍夥しく入込み混雑に付　戸島村惣右衛門方へ御神霊を御遷座に相成候

同十二日　平尾鳥村（河辺郡雄和町）の山上に白旗数十流相顕れ候趣にて賊等当所に祭礼有之哉と里人に相尋候に付　神祭等無之段返答致候所　賊等大に驚き凡事にあらずと狼狽し散々に敗走いたし候　是偏に御三社の御神慮に可有之候と翌十三日早朝　同所村民より御三社御旅館え注進有之候

このことについて伊頭園茶話（二十六の巻）にも、次のような話が載っている（要旨）。

この戦争に雇われた郷夫が、河辺の相川村（河辺郡雄和町）辺で混戦となり庄内兵に捕えられ人夫に使われた。或時雄物川南岸より対岸を見るに、にわかに大勢の秋田兵と多くの白旗が立ち並んだ。秋田勢、無地の白旗持つ筈がない、不審なりと庄内兵よく見るに、まぎれもなく白旗。何れの勢にやと、いぶかっている処へ大砲三発打ち込まれ、即死や手負いが出て大混乱。その混乱にまぎれ郷夫は、逃げ帰ったと。再び近谷文書を続けよう。

九月廿七日　九條殿奥羽鎮定御成功被致御帰京の砌戸島村え御止宿被為致候　翌廿八日朝惣右衛門方へ被入御三社え御参詣被為有候に付　祭式執行致候

御城三社出陣中における戦況は、次のように展開した。

九月六日　南部軍大館城を放棄し総退却

同　七日　亀田（岩城町）方面より雄物川左岸に達した庄内軍は強首（西仙北町）に集結

同　八日　慶応の年号を明治と改元

庄内軍雄物川を渡り激戦を繰り返し淀川地区（仙北郡協和町）の西軍を撃破

同　九日　西軍雄物川防衛線を破られ椿台（河辺郡雄和町）に後退

同　十日　庄内軍要害糠塚森（雄和町）を占領、刈和野・椿台方面激戦、庄内軍大挙し上淀川・境・船岡（協和町）へ進む

同十一日　西軍数次にわたる突撃をもって糠塚森を奪取

同十二日　未明より庄内軍長浜（秋田市下浜）・椿台に総攻撃、両軍の死傷頻出

同十五日　正午頃より境にて庄内・西軍の大会戦、夜を徹し翌朝に及ぶ

同十七日　未明東軍（庄内・仙台）撤退開始、西軍追尾

かくして戊辰の戦乱は終結したので奥羽鎮撫総督九條道孝は、九月廿七日久保田を出立し帰京の途についた。

十月六日　屋形様仙北筋え被為遊御通行候に付戸島村え御止宿被成候　七日早朝御三社え御参詣被為遊候（近谷文書）

藩主佐竹義堯は、久保田を発し仙北方面を巡覧する途次、戸島に止宿し神霊に参詣した。

同九日　御三社御帰社仕候　御奉迎に御名代小貫宇衛門殿御坂下迄御出迎仕候　首尾能御帰社に相成候に付於御三社御安鎮之御神楽奏上上仕候（近谷文書）

かくして月余にわたる出陣を終え、つつがなく御神霊は城内の神殿に帰還したのである。

霧は敵前に出陣し砲声をものともせず、神事に身魂を込めたことはいうまでもない。久保田城に帰還後、その筋に呈上した左の口上書によって、その精進ぶりを想察し得よう（要旨）。

…御出陣中　袖括（そでくくり）の丹誠を以て九月六日より十月九日迄日夜三拾四日の間　私水氷（水垢離）仕奉神願候より次第に賊兵御追討に相成儀は御神慮御響きの故と恐悦至極奉存候　然者正八幡宮御出陣中屋形様並に御家中は不申及九條殿奉始諸藩中の友軍に至迄昼夜共参詣無懈怠仕候て御神徳の儀は何れも奉感拝候御儀御座候

椿台・糠塚森における戦闘の砲声、火災の黒煙は、いかに久保田城下の人々を驚愕さしたかを、次の失態談によって推知し得よう。

この激戦による銃砲の音は久保田城下に響き住民を震駭させ、近村の民家に放火した黒煙は天を焦が

す如く舞い上った。城内勤務の近進御馬乗渡部儀兵衛は、火元視察に差し遣わされた。

儀兵衛は馬上の人となり戦場に向け疾駆し仁井田村追分（秋田市）に差しかかったところ、先方よりこれまた馬上疾駆の者と行逢った。その者はいう「何れへ罷出候哉、我れは橋口次郎に候」、渡部「火元見に罷出候」、橋口「火元は小山村（秋田市豊岩）に候間罷越候に相及ばず、只今賊、仁井田村を取巻き候」これを聞いた渡部、仰天し直ちに馬首を戻し牛島・楢山足軽町などを「賊、城下に迫った」と触れ走り、総督府旅館へも申し上げたのち登城し上司に急報した。

この報知によって城内・城下は動転し、騒然と雑沓をきわめた。総督府は立退き支度、城内三の丸御殿に住む前藩主の後室諒鏡院も男鹿へ立退き用意、城下の住民も避難支度で混雑、大騒動となった。

しかし渡部は火元見分の使い、別に派遣してある戦況偵察の報告によって誤報なることが判明し、住民に安堵するよう改めて触れまわったという。

面目を失った儀兵衛は戊辰戦の終ったあとの十月八日「奉公を免じ庶民となし武藤運治に生涯身柄を預け、其の嫡子を改易」という厳科に処された。

実地見分もしない儀兵衛の粗忽によって大騒動をまき起し、秋田藩士の恥を応援諸藩士に喧伝したのみならず、肥前藩兵の戦場へ急送する弾薬輸送隊を後退させ戦力に重大な支障を与えた不埒は、不届至極ということで、のちに儀兵衛は城下寺町の妙覚寺に預けられたという。

ちまたに流布した話では、儀兵衛は戦況視察に派遣されたとか、金照寺山から戦場とおぼしき方を眺め、遠く御所野の丘の松並木を敵兵と見違え「庄内兵急迫、城下に侵入せん」と忙てた報告をしたとか、また金照寺山に多数の人が登り、はるか戦場を望見していた人影を敵と見間違えたなどの話があるが、

それは俗説で、儀兵衛の処罰宣告書によれば火元視察であった。

儀兵衛の其後を追及すべく明治六年現在の士・卒族の身上書綴りを調べたところ「元秋田藩、元八人扶持給金古金三両、改正高拾六石、曽祖父渡部儀兵衛亡、祖父渡部重太亡、明治三年七月九日家督被申付候、士族渡部綱常、明治六年二拾一歳」と、それらしきものがある。恩免によって赦されたものか、渡部家は士族に納まっている。しかし肝心の儀兵衛は、消息不明だ。綱常は、儀兵衛の嫡子であろう。綱常は明治三年七月家督相続とあるから、この時点に儀兵衛は死亡していたか、或は改易となった家を綱常に与えて再興したので、庶人となった父儀兵衛を家系から除外したものか。渡部儀兵衛は、馬乗用人の支配下にある馬術士をもって奉公していた——閑話休題。

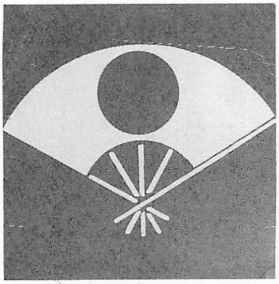

▲ 佐竹氏家紋

▼ 佐竹義堯像（寺崎広業画）

鶴の出陣した戸島から激戦地糠塚森まで直線にして二粁ちょっとといった近距離、久保田城下まで砲声がとどろいたというから、この地にあっては銃砲声地軸をゆるがしたであろう。さらに空を覆うかの、戦火による黒煙。まさに、戦場そのもの。

鶴は婦人（このとき42歳）とはいえ、そこは神女。水垢離を取って一心不乱に君公の武運長久と、戦勝を祈願したという。敵前での祈願、勇婦の気概に満ち溢れていたであろう。

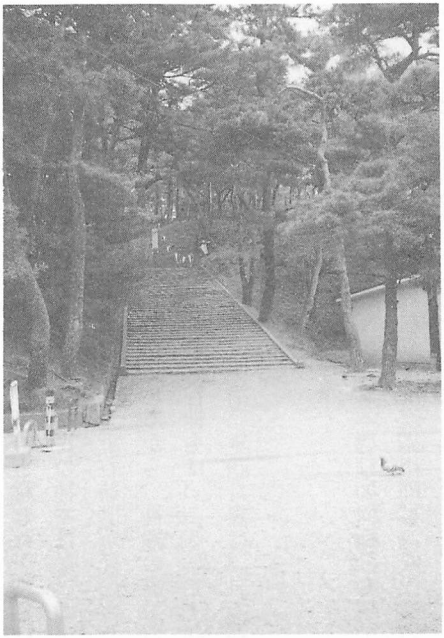

▶久保田城長坂（坂下の平地は二の丸）

久保田城二の丸広場▼

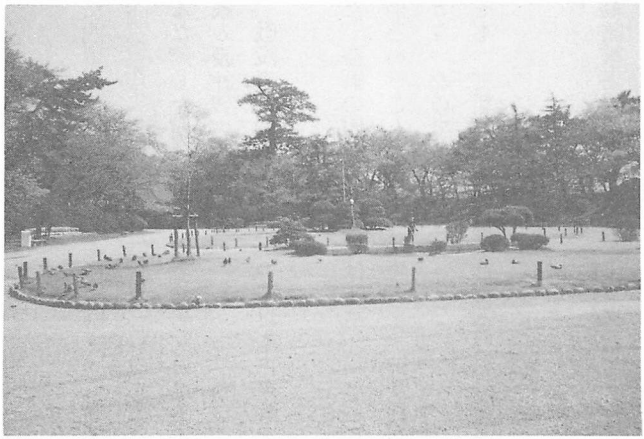

㈢ 招魂社

戊辰の役に、いわゆる奥羽鎮撫使の管轄地において戦没した西軍の英魂をとこしえに鎮祭すべく寺内（秋田市）の地に、鎮魂の祠堂を作事すべく工を起したのは、明治元年（一八六八）十月四日。この工事には藩主義堯をはじめ、その家族ともども鋤鍬を手に土砂を運んだ。したがって下々の老幼男女に至るまで挙って働いた。社殿は、名工の誉れ高い御城大工頭戸崎清蔵の設計。

明治二年八月社殿落成し、これを招魂社と称した。神霊は、戦没者である。したがって日本古来から祀られた〝やよろず〟の神から選んだ特定の神ではない。

この招魂社の神主に、正八幡宮の神主近谷益磨が任命された。益磨の履歴書によれば明治元年十一月十日、招魂社の神主に命ぜられたとあるから、社殿の竣工以前ということになる。常陸以来、神女竈と同じ屋根の下で神事をともにした近谷神主は、こうして訣別となったのである。

近谷神主の転勤を追うかの如く明治二年四月竈は、口上書をもって新規創設の招魂社御本尊の分霊をなすべく当局に内申した。

口　上（要旨）

…此度招魂場御造営被成置候に付御本尊は如何様なる軍神勧請被遊候儀と奉存候　併（しかしながら）去秋中九月六日正八幡宮御正統御神体戸島村御本陣迄御出陣被為成候儀者普く京洛中迄も流布に相成候筈　私奉守護御出陣被為成候御神威にも相叶候御儀と奉存候得者兼て申上候通御神体の儀は私数幅之御神影も御勧請被為有之候故　其内御一躰右招魂場御本尊に御安置被成置候はば御當家様御鎮守末代の御勧請と奉存候

乍恐御注進奉申上候　右之趣何分宜様被仰上被下度御内々奉願上候

以上

四月　　巫女霭

霭の御神影（御絵像）分祀は正八幡宮の信仰的霞割の拡張を考えてのことか。正八幡には数幅の御絵像のあることは、御神体の項で述べたとおり。果して勧請されたかは、不明である。戦没者をもって神霊とする主旨の観点からして、おそらく八幡神の勧請は有り得なかったであろう。

なお招魂社は明治二十六年十二月二十七日夜、看手江田忠の居所より出火し、社殿等ことごとく焼失した。翌二十七年四月焼跡に仮殿を建て祭祀を続け、同三十二年五月五日久保田城跡（千秋公園）に落成した社殿に奉遷した。四十年後の昭和十四年四月一日秋田県護国神社と改称し、翌十五年十一月十五日高清水の旧地（招魂社跡）に竣工した社殿に遷祀し遷座祭を執行した。現在の社殿は、平成二年七月九日の不審火によって全焼し、その後の再築である。

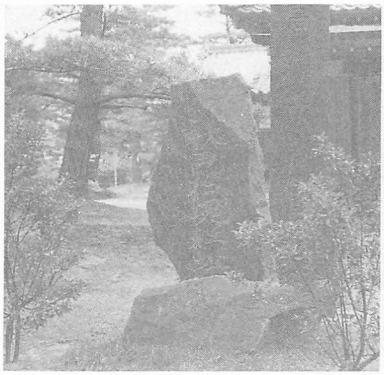

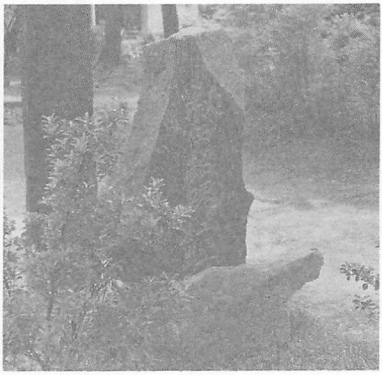

招　魂　社　址　（高清水丘）

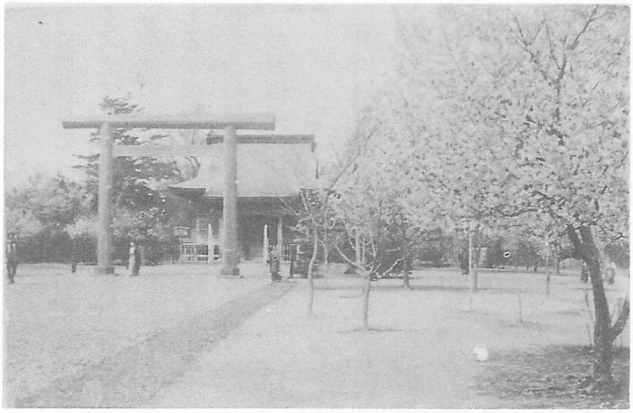

久保田城跡に遷祀した招魂社

秋田県護国神社（高清水）

二十七、神主近谷家

神主近谷家については第二十一項に述べ、系図は五代まで掲げた。以降を続けよう。

六代河内守宗貞、角館佐竹家の義躬・義文父子が河内であったので差障りを慮り官名を用いなかった。七代、美濃守宗知と続く。

八代上総正宗光、文政七年（一八二四）大友直枝に入門し秋田国学を学ぶ。またこのさきの文化八年（一八一一）六月四日、岩城（秋田市下新城）の自宅に菅江真澄が訪ねてきた。近谷家には、常陸以来の名刀が伝えられていた。真澄は紀行文〝のきのやまぶき〟に「神ぬし近谷宗光の家に、しのぎいたく削りなしたる友次の二尺五寸を蔵めぬ」と記している。真澄は神王寺宝蔵院を訪問した途次、近谷家に名ある刀があると聞いて、同家に足を向けた。

友次という刀の作刀者を本阿弥光遜著の「刀剣鑑定講話」によって調べてみたところ、弘安年間（一二七八～一二八七）

五代
宗明　豊後守　小太央

六代
宗貞　河内守　小太夫
天明元年（一七八一）八月家督相続
安永二年（一七七四）四月、局住ナレド親豊後守老歳ニ及ビ毎月御社用ノ砌新城岩城村ヨリ三里の道往来難渋ニ付風雨ノ節ハ倅小太夫ヲシテ名代相勤メサセタキヲ以テ家督相続以前ニ官途願申上ゲ京都吉田殿ニ於テ官途相済
吉田殿ヨリ授ケラレタ官名河内守ナルモ、佐竹家ニ同名アルヲ以テ官名ヲ用イズ
寛政四年（一七九二）十二月十日没、妻神子大宮

七代
宗知　美濃守　小太夫
寛政四年（一七九二）十二月家督相続
同八年四月官途相済
文化四年（一八〇七）十二月病身ニ付隠居
文政四年（一八二一）九月病死
寛政五年六月、回禄ノ災ニ遭イ古記録品々焼亡シ家譜詳ナラズ

八代
宗光　上総正　小太夫
文化四年（一八〇七）十二月家督相続
同六年四月官途相済
四人扶持代々拝領
天保十年（一八三九）七月二十三日没、妻巫女環

に青江派に属した青江友次という刀工がいた。青江は地名で、備中国（岡山県西部）。平安後期（一〇八六）から室町時代（一五三）まで作刀した青江の流派として栄えた。作刀期間は古・中・末に区分され、友次は中青江年代の人とある。

九代佐伯、十代八塩と続くが、どうもこの二人の家督後の年数をみるに九代は八年、十代は七年と、いたって短い。親子でなく、兄弟のようである。

十一代が益磨。益磨は仙北郡角館の神明社神官正六位鈴木淡路守重堅の次男で、享和四年（一八〇四）正月十日生。文政十二年（一八二九）七月十九日、旅の紀行文学者の菅江真澄は、この鈴木淡路守の宅で没した。このとき益磨は数えて30歳、長男祇磨がこの年の四月に生れているから、すでに近谷家の養子に入っている。益磨の師匠は不明であるが和漢の学を修め、和歌・俳諧・書道に通じた。

※ 郷土誌研究考（加成惣一郎編者）P90下段の近谷益磨に「平田大人を師として」とあるが、平田篤胤門人姓名録（名著出版発行）に、益磨の名は見当らない。

九代
佐伯　小太夫
天保八年（一八三七）七月家督相続
同十三年四月官途相済
フミ　三女十二代祇磨妻
文政十三年（一八三〇）五月十八日生
明治九年（一八七六）五月八日没47歳

十代
八塩　小太夫
弘化二年（一八四五）四月家督相続
サタ
文政八年（一八二五）十二月十五日生

十一代
益磨
仙北郡角館神明社神官正六位鈴木淡路守重堅次男
主殿　日向　堅磨　神官教導職
享和四年（一八〇四）正月十日生
嘉永五年（一八五二）五月家督相続
安政三年（一八五六）九月官途相済
明治元年（一八六八）十一月十日招魂社神主
同　二年（一八六九）十二月岩城村ヨリ招魂社境内ノ藩舎ニ転居
同　五年（一八七二）四月十一日招魂社守護
同　十年（一八七七）九月二十四日隠居
同十六年（一八八三）十二月九日没80歳
妻キヨ　南秋田郡野田村加藤七十郎姉
文化十四年（一八一七）五月八日生
明治十年（一八七七）三月七日没61歳

吉也
天保八年（一八三七）四月二十五日生
明治九年（一八七六）五月二十四日分家

戊辰の役には正八幡の神霊を奉護し、霸とともに戸島に出陣した。明治元年十一月十日、招魂社神主に補任されたことは、すでに述べた。大正県史の招魂社の項に「神官ハ近谷益麻呂奉仕シテ数年ノ社務タリ」と、明記してある。翌二年十二月、益磨は岩城村から招魂社境内に新築した家屋（藩舎）に移り神事に従事した。

明治五年四月、政府布告に基づき秋田県は、神官の世襲禁止を布達した。これによってか益磨は、この年の四月十一日に「近谷益磨　招魂社守護申付候事　壬申四月十一日　秋田県」という辞令を交付された。

このあとの招魂社は祠官に小野崎通亮、祠掌に荒川秀種、同斎藤正義という錚々たる人物が就任した。益磨は引き続き守護を続けたが、五年後の明治十年辞任し岩城に帰り九月に隠居した。ときに74歳。しかし益磨の生涯に光彩を放つのは、この隠居後にあるのである。

益磨は性不羈にして磊落、岩城にあって俳諧を盛んに鼓吹し、また一家をなした。俳名成林と名乗る益磨のもとに近在近郷から教を受くるもの日に多くなり、遂には

家禄代々四人扶持（七石二斗）、戊辰の役ノ勲功ニヨリ三石六斗加増

十二代　祇磨　上総　武雄　社掌
文政十二年（一八二九）四月十一日生
慶応二年（一八六六）二月官途相済
明治十年九月二十四日家督相続
同三十年（一八九七）四月十四日隠居
同三十四年（一九〇一）七月二十六日没73歳
初妻フミ　養曾祖父宗光三女
文政十三年（一八三〇）五月十八日生
明治九年（一八七六）五月八日没46歳
後妻トラ　秋田市田中町佐藤三郎兵衛長女
天保九年（一八三八）三月十日生
明治三十九年（一九〇六）七月廿一日没71歳

チヱ　天保十三年（一八四二）十一月十三日生
吉也妻

鉄吉　長男　母フミ
安政四年（一八五七）十一月二十八日生
明治廿七年分家

イナ　長女　母フミ
慶応二年（一八六六）五月十九日生
川尻村中川利兵衛妻

大久保・一日市・五城目・能代・桧山・男鹿・仙北・院内銀山等へ斯界の点者となり巡遊した。主なる門生に、次のような人達がいた。（カッコ内は俳名）

岩城村＝伊藤清之助、佐藤甚之助（林風）、安田新左衛門、須田房松、伊藤常吉。

笠岡村＝細谷国吉（竹雨）、宇佐美正一郎（松風・桃風）、宇佐美安五郎、宇佐美亀蔵、藤原若松（松嵐）。

上小友村＝佐藤伊助（清水）。

青崎村＝佐藤嘉市（松嘉）、佐藤捨五郎（青閑）。

明治十五年十一月、大曲より土崎に帰り間もなく病気となり、翌十六年十二月九日、80歳の天寿を終えた。

十二代上総祇磨は、益磨の長男。神職（社掌）であったが、後には役場書記に転じた。

十三代通磨、小学校の教員兼校長。上新城（秋田市）、馬川（五城目町）等に約二十年間奉職した。

十四代篤磨は、在職三十五年にわたる教員。約二十校にわたる小学校の、校長を勤めた。昭和五十七年、90歳の天寿を全うした。子孫は、秋田市に住んでいる。

十三代 通磨
- 学治　母トラ　明治三年二月二十日生
- 明治三十年四月十四日家督相続
- 昭和十七年九月九日没73歳
- 初妻ミツ　明治二年十二月九日生　秋田市本新町士族淀川久治長女　明治十四年一月廿八日没43歳
- 後妻小田内千代　昭和十一年十月廿三日没67歳
- 直助　三男　母フミ
- 明治四年九月廿六日生
- 明治三十四年分家

十四代 篤磨
- 長男　明治廿六年十月廿五日生
- 昭和五十七年二月廿一日没90歳
- 妻喜栄　明治卅四年十月廿九日生　船越町大森正直三女　昭和四十六年三月廿日没71歳
- 甕男　次男　明治卅八年十二月廿一日生　大正六年八月六日　池田サタ養子　昭和卅年三月廿二日没61歳
- アイ　三女　明治卅三年四月十九日生　山岸虎男妻
- アヤ　五女　明治卅八年二月廿二日生　大正八年八月廿五日小田内千代養女
- シン　六女　明治四十年八月十三日生　大井光春妻

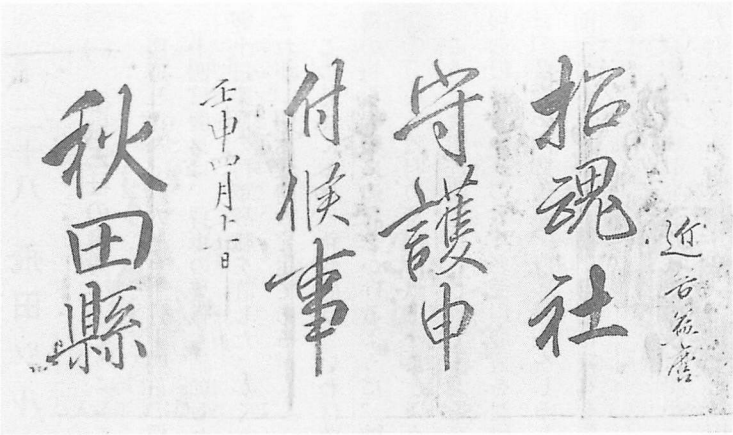

近谷益麿に授与された辞令

二十八、飛田ツル㈡

㈠ 御城三社の合殿

慶応三年（一八六七）十月十四日、将軍徳川慶喜大政奉還を朝廷に請い、翌月許可された。次いで同二十四日慶喜は、将軍の辞職も請願した。これにより朝廷は同年十二月九日、王政復古の大号令を発し、翌十日慶喜の将軍辞職を許した。かくして家康創業の徳川幕府は、名実ともに終末を告げたのである。これが、明治政府の発足である。

この時点における新政府は、いわば薩長藩の傀儡政権に等しいことは人の知るところ。新政府は、慶喜の将軍辞職に追討をかけるように、納地辞官を命じた。納地とは慶喜の所領四〇〇万石の中から、三〇〇万石を政府の費用に献上せよということ。辞官とは、慶喜の有する官位を返上せよということ。

こうした無理難題がこじれて干戈を交えるに至ったのが、慶応四年正月三日に勃発した戊辰の役。戊辰の役は日本一の大々名徳川慶喜を討伐すべく、謀略の限りを尽くして仕組んだ挑発である。その謀主は、薩摩の西郷隆盛。戊辰戦記をしるした多くは、徳川軍を幕軍と記述してある。理解し難いことだ。前年の十二月十日、徳川幕府は終焉を告げた。ある筈のない幕府に、幕軍とは。旧幕軍と書くなら、まだしも。

京都郊外に勃発した戊辰の役は奥州に移り「奥州戊辰戦」となったことは、八幡神の出陣の項で述べた。ここでも〝東軍〟を「幕軍」と秋田の戦記は書いている。

秋田戊辰戦さなかの慶応四年九月八日明治と改元され、九月二十七日庄内藩の降伏をもって、秋田戊辰の役は終戦となった。

明治四年一月十三日、藩名〝久保田〟は「秋田」に改められ、はじめて秋田藩となるのである。いままで折りにふれ秋田藩と書いたのは便宜上のことで、本来は久保田藩である。同年七月十四日、秋田藩は廃止となり秋田県となった。廃藩置県である。

廃藩によって御城三社は、藩主佐竹家という絶大なる庇護者を失い、縮小合併ということになった。その措置には、神事者の減員も付け加えられた。

明治政府の発足によって布達された神仏分離令は、すでに神社の別当である供僧を排除した。問題なのは、神社の合併によって、由緒ある〝女系神女覊〟の職掌が廃止される運命に至ったことである。

結果としては明治五年四月十三日、御城三社は合併となり八幡神社と称し、覊は廃職となった。こうした前代未聞の旋風は覊の心胆を寒からしめ、それが対処に覊は深刻な苦慮に苛まれた。

(二) 八幡神社覊の職掌廃止

明治二年六月十七日、版籍奉還。版は土地、籍は人民。各藩主は、所有していた領地と領民を政府に返還したのである。厳密にいうなら、これをもって藩主以下足軽等に至るまで、明治政府から給禄を受けることになった。秋田藩の禄制改革は、こうした過程のもとに行なわれた。

明治三年閏十月、覊は「弐人御扶持被下置事」という秋田藩神祇方の辞令を受けた。禄制改革による改正禄高である。その前の七月二十七日、鹿島神社は正八幡に合併となった。鹿島神社は宝鏡院（真言

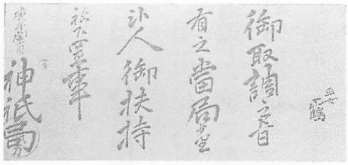

藩の禄制改革による扶持高辞令

宗）の境内社であったが、神仏分離によって合殿となったものであろう。

明治四年五月十四日、政府は「神官世襲廃止」の布令をした。血脈による女系相続という特異な神事職にある靄にとっては、穏やかでない政府の達しであったろう。同七月十四日廃藩置県、これを契機に、御城三社の合併気運が盛り上ったようである。

明治二年六月十七日の版籍奉還によって、藩主佐竹義堯は知藩事に任命された。同四年七月の廃藩によって義堯は、知藩事を免ぜられ東京居住を命ぜられた。これは郡県制施行の阻害となる「旧藩地と藩主」との伝統的な関係を断ち切る目的をもって、官職にある者を除き全国の旧藩主を東京に居住させたのである。

こうした世の変遷に伴う八幡神事の成り行きに靄は心痛のあまり、明治五年三月廿四日付をもって伺い書（口上）を県庁に差し出した。その要旨は、こうである。

…私の守護する小八幡宮は年々四月五日、稲荷宮は同月十五日御祭礼で、旧知事様（藩主）御直祭で執行したが、今般東京定居となった。よって御祭式の儀は県庁において従前通り執行されるやと、お

明治５年３月24日　藩に差出した靄の口上書

伺い書に御神式要領をも差添えて例年の通り御神事は私に仰せ付けてくれるように申上げたが、今もって何の御沙汰もないので又々申し上げ奉る。

と、一気に用件をしたため、そのあと小八幡宮勧請の歴史を次のように書き連ねた。

…柳御當社之儀者旧古佐竹義仁公様鎌倉表より私先祖霭え御密々被仰含候次第有之常州佐竹之地え御神体鎮守以来御国社御同様佐竹御代々之御鎮守第一に奉尊敬候より御當国武家一統之鎮守神と奉称候御事故従前之通御祭礼式御例年之通私え御神式被仰置被下度奉願候(中略)至急宜御沙汰被下度奉願候以上

壬申（明治五年）三月廿四日　　霭

県庁御中

県庁からは、霭の差出した文書の末尾に朱書をもって「自費ヲ以勝手ニ祭典可致事」と、あっさりした回答がもたらされた。この冷酷ともいうべき措置に、霭は動転したことであろう。神事用の衣装代にもならぬ僅かな扶持の身、ましてや氏子・講中とてない旧藩主の氏神、自費祭典など途方もない話。そうでなくとも絶大な藩という庇護者の権力が県に移り、果して県で佐竹家の氏神を維持し祭典を主催、実施するやを危惧していたのに。

明治5年3月24日差出した霭の口上書末尾に朱書した県庁の回答

霭は県庁の回答に対し、四月二日またまた願書を差出した。その要旨は、こうだ。

自費を以て勝手に祭典を致すべしとの事に付、私の可能な分と有志の及ぶだけの費用をもって祭典執行と考えていたが、県において御祭式執行と承知奉り候と前置きし、例によって正八幡の由緒を一通り

書き「例年の通り私え御神式で仰せ付け八幡神社の祠官職に引き続き居らしてくれるよう願い奉る」と懇願し、何分「宜御沙汰被成下度奉願候以上」と結んだ。

このあと日付はないが霧は、実子蛭田武治が祠掌に採用されたので、次のように請願を差出した。

八幡神社、稲荷神社は此度一大区の郷社に指定されるに際し祠掌を採用するに付き人柄を目立て願い出るようにとの仰せにより私の実子士族蛭田為貞を右の祠掌に仰せ付け下され度く願い奉った所、今日同人拝命仰付けられ有難き仕合せに存じ奉り候

依って御請申上候　以上

壬申　　飛田鶴女

県庁御中

事態は進み明治五年四月十二日、県の告達によって御城三社は一大区郷社に指定された。一大区とは秋田町、旧久保田城下町のことである。

その翌十三日、御城三社は合併となり八幡神社と称した。祠官職（神主）は千田成忠、大八幡宮の社人が任命された。もっとも正八幡宮の社人（神主）近谷益麿は、招魂社に転勤したから男の神職は千田成忠のみであったから自然のなりゆきであったろう。

霧の特別なる神女職は、こうした神社の合併をもって廃

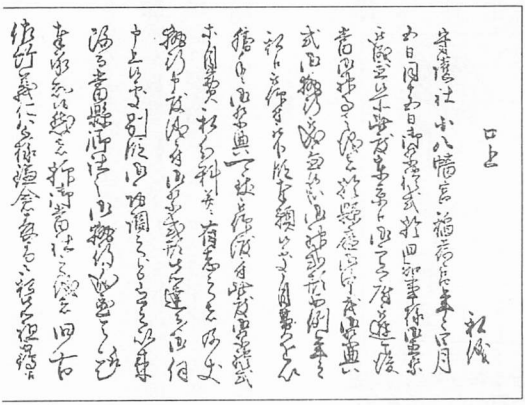

4月2日付の書

止となったが、実子の蛭田為貞（武治）は祠掌に採用された。

ご時勢とはいえ、鶴にとっては常陸以来特別の座にあった職掌の廃止は大きな衝撃であったろう。何せ応永二十三年（一四一六）の昔このかた指を屈し数えて四百五十六年、徳川幕府の年数をうわまわること百九十一年の長さ。しかし時の奔流には抗す術なき幕府、次いで藩、そして鶴へと古き形体をば押し潰し、時代は革新へと驀進した。

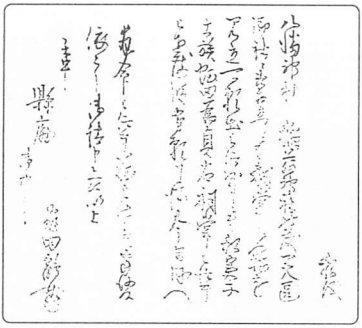

鶴の実子蛭田為貞の祠掌採用に対する請書

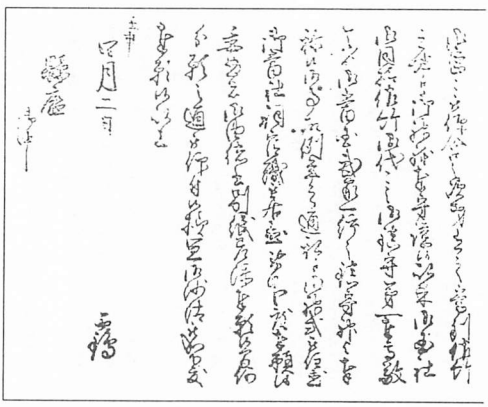

鶴の差出した

(三) 鶴女最後の奉願

鶴は、あきらめきれなかった。四世紀半にわたり他に類例がない「神秘なる一子相伝の神事」の断絶を憂慮し、最後ともいうべき願書を県庁へ差し出した。

…此の度朝廷に於ける御一新の御布告により従前の神祇官職を相止められ…（略）…私実子蛭田武治を祠掌に仰せ付け下され有難き仕合せに存ずるが、私勤式の神事は廃止され、後日もし蛭田武治祠掌御免となった節は、既に私は神社と関係なくなり「是まで旧古佐竹義人公様よりの重き御由緒の儀も絶伝仕候ては実に歎敷奉存候間、御当社御由緒並に戊辰の年御両社御出陣御注進御供向き品々軍功等も被思召」今より私を士族に召立て下され度く願い奉る。もっとも「私先祖より婦人連綿の家筋にて是迄血系相絶候儀は更に無御座候故、親類身寄の内より相応の者を養子仕り私苗子飛田の名跡相譲」以前の如く御両社守護職に成し下されたく願い奉る。願の通り仰せ付け下されば私は御社地へ移り住み、この上ない厚い誠

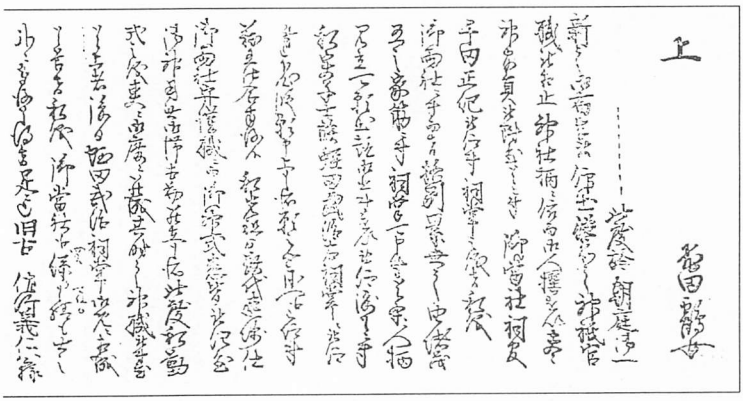

とみられる書

心を以て御両社を守護し奉りたい。何卒私の家名を立て下され、御社地への移住を許し下されば、永世の安堵となる。何分とも願の通り仰せ付けられ度く上申する。

といった趣意。日付けは明治五年五月、署名は飛田霧女とある。

この陳情書に込められてある骨子の第一は、佐竹義人以来相伝された由緒ある神事職の継承。第二、そのためには家名の存続を必要とする。第三、よりよい奉仕をするため神社境内に居住したい。

しかしこの願は、その後の経過からみて「仰せ付け」は、なかったようである。霧家の文書は、この陳情書以降のものは見当らない。

霧，最後の陳情

二十九、御城三社の行方

明治五年四月十三日、御城三社は合併となり八幡神社と改称された。神殿は正八幡宮殿を用い、大八幡宮殿は空殿となり、稲荷宮殿は沼館村へ百五十円で売却したと伊頭園茶話（二十の巻）にあるが、沼館村は二村あって現在、平鹿郡雄物川町と大館市に編組されてある。

同六月二十九日、久保田城地は陸軍省の管轄となり、旧藩にかかわりある寺社は追々城地外へ撤去することになった。

同六年十月三日、八幡神社は県社に指定された。同十一年十月二十三日、秋田神社（祭神・藩祖佐竹義宣）創設。空殿となっていた大八幡宮の社殿を一、二〇〇円で買入れ、神殿とした。翌十一月、広小路の元石塚家老屋敷（現、日本生命ビルと、その右隣りにある駐車場の地）を百円で買収し八幡・秋田の両神社を秋田城地より移遷した。同十四年、八橋に平田神社（祭神・平田篤胤）創建。同十八年十月十五日、秋田神社は県社に列し、同時に佐竹義堯（旧藩主、明治十七年七月七日侯爵、同十月二十三日没、60歳）を合祀した。

明治二十二年四月一日、秋田市発足。翌二十三年六月、秋田城地は国から旧藩主佐竹家に縁故払下げとなり、同二十八年千秋公園に生れかわった。

同三十二年五月、秋田神社は千秋公園（旧城地本丸跡）に移転した。

同四十年十二月二十四日、八幡神社と秋田神社は合祀となり、八幡神社の神霊は秋田神社に遷り八幡

秋田神社と改称した。これにより八幡神社の社殿（元正八幡宮の神殿）は、空殿となった。なお大正八年五月四日、八幡秋田神社に佐竹義和を合祀した。

明治四十二年十月十七日、広小路の旧石塚家老屋敷に空殿となっていた元八幡神社の社殿（旧正八幡宮の神殿）を購入し、そこに平田神社を八橋の日吉八幡境内から移し同時に佐藤信淵を合祀し彌高神社と改称した。大正五年、彌高神社は千秋公園（旧城地二の丸跡）に遷座し、同八年二月県社に列した。

曽って久保田城地にあった両八幡宮の社殿は時代の流れによって城地を去ったが、こうした経緯を経て再び旧城地の故山に戻った。やはり、ふるさとの地は神域であったのか。大八幡宮の社殿は、八幡秋田神社に。正八幡宮の社殿は、彌高神社の神殿となり現存する。

昭和二十八年十月五日、彌高神社の本殿・拝殿は秋田県重要文化財に指定された。

久保田城当時、御城三社の鎮座した八幡山の別廓には現在、秋田市立明徳小学校が建ち「学びの園」となっている。

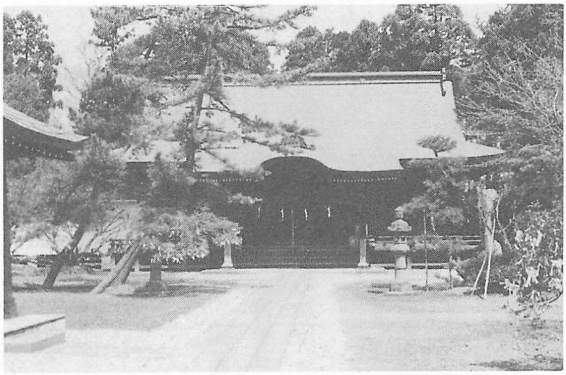

八幡秋田神社拝殿

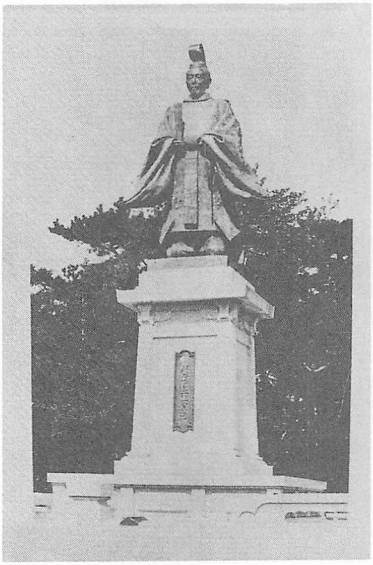

佐竹義堯像

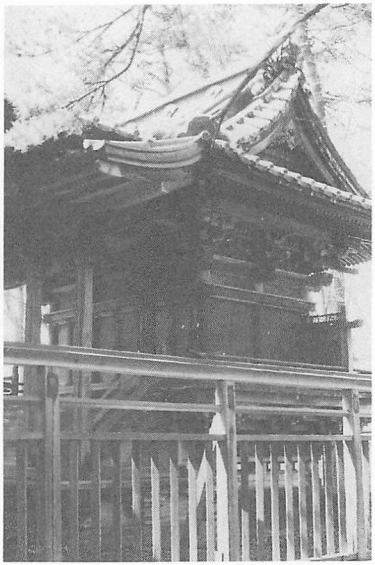

八幡秋田神社本殿

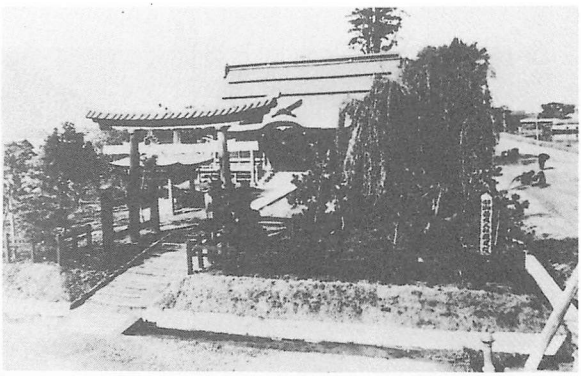

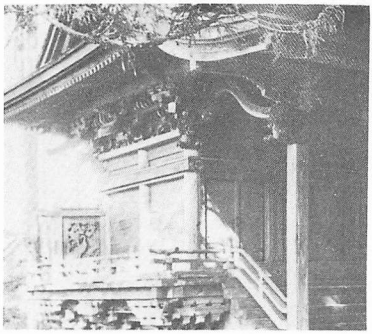

上：彌高神社（広小路）

左：彌高神社本殿

下：彌高神社（二の丸）

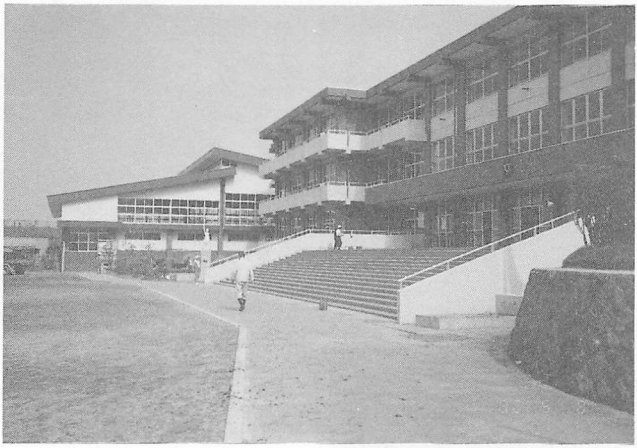

八幡山の別廓地は明徳小学校の敷地となっている

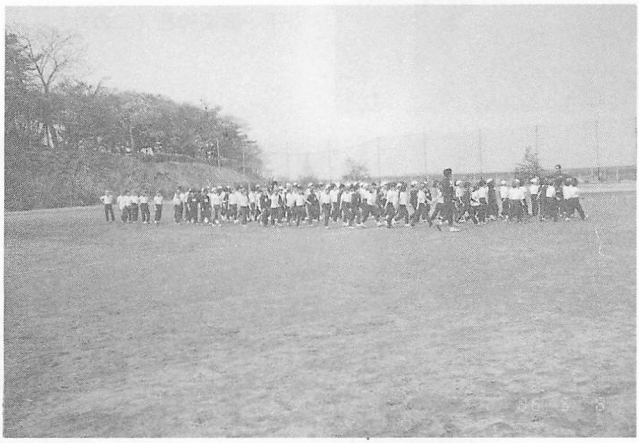

三十、飛田ツル㈢

㈠　神女鶴家の断絶

女系神女鶴家は、一般の家と異なり正八幡宮の中にあったといえよう。しかも家の人は、神女鶴のみ。このように特異な女系の所以（ゆえん）は、しばしば述べたとおりである。

明治五年二月一日、戸籍法（壬申戸籍）の施行により九代目鶴は、夫である蛭田瀧多家の戸籍に編入となった。

しかし神祀の家としての神女飛田鶴家は、戸籍上は存在しないが、神事に従事する限り実在した。だがその翌々月の四月十三日、御城内三社は合祀となり由緒ある鶴家の御宮守は廃止され、同時に神女鶴家の存在も消滅した。かくして鶴は、名実ともに蛭田家の妻女となった。ときに鶴、46歳。

蛭田家の主婦となった鶴ではあるが、常陸以来連綿と誇り高き神女をもってした曽っての栄光を捨てきれなかった。元祖鶴は、佐竹義人直々の密命によって常陸勧請の八幡宮神女を仰せ付かり、しかも常陸神人の座上という権威の座にあった。御神事のため神殿に通勤する際には乗物、そして打物を指させて歩行（行列）したと家伝にある。秋田に国替後は扶持も少なく嫁入り先も下級藩士であったが、鶴の鼻息は荒く「鶴家の格式は引渡に相当する。山方能登などの重役から様付けの書翰もある。軽輩なる巫女（神楽や口よせ）の類ではない」と豪語している。また元文三年（一七三八）二月二十七日「縁組等は諸士と勝手に致してもよい」と、藩の仰せ渡しを受けている。家格の高かった証左の一端といえよう。

こうした由緒ある神事家系の断絶を鶴は無念に思い、その再興を念頭から離せなかったらしい。四百五十六年にわたった家系の再現に、執念をもやし続けたようだ。

明治十二年五月二十六日、鶴の夫蛭田瀧多が没した。これを契機に鶴は三年後の十五年三月、飛田鶴の家を旧城地北の丸新町に再興した。ときに鶴、56歳。

鶴は家を再興したとはいうものの神事には関与することなく、いわば市井の人であった。戸籍名は、飛田ツル。ツルは「口伝をもってする一家相伝の神事」を伝授する者もなく、黙して語ることなく、十二年後の明治二十七年九月三日、68歳をもって死去した。

神秘に閉ざされた鶴家相伝の神事は、後継者のないまま絶家し永遠に知る由もない。同三十二年六月二十一日、相続者がないため鶴家は戸籍面でも絶家となった。

鶴家菩提所は秋田市寺町鱗勝院、蛭田家の菩提所は秋田市鉄砲町声体寺。鶴の霊位は、両寺に宿っている。神女鶴は、代々このように一身なるも鶴家の墓所鱗勝院と、嫁家先の墓所と二所に葬られた。

女系神女そのもの奇にして、家系また珍、二所の墓また奇異であった。

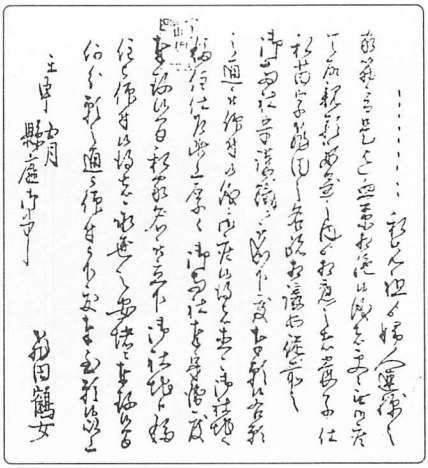

鶴は婦人連綿の家筋（女系）
と，しばしば書いた。

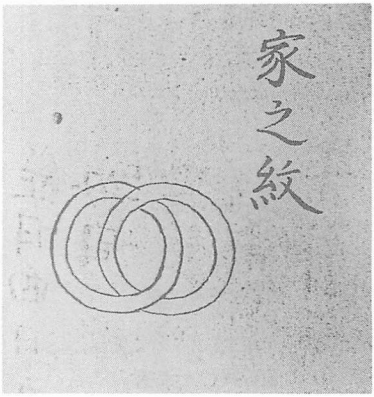

鶴家の家紋

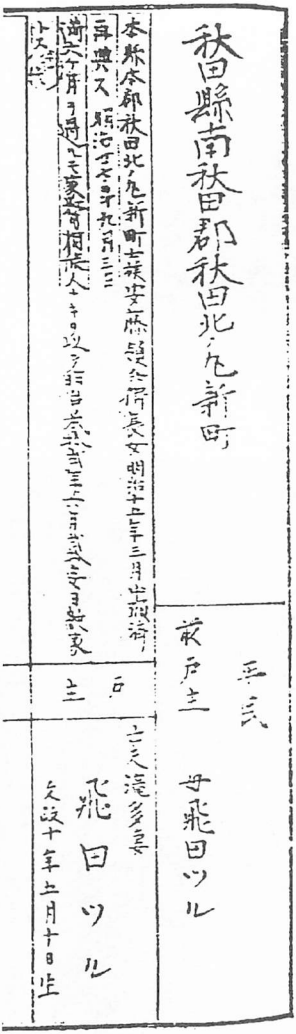

ツル家は絶家となった

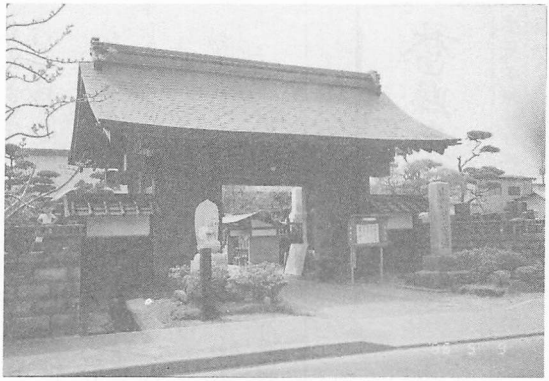

霧家菩提処鱗勝院の山門

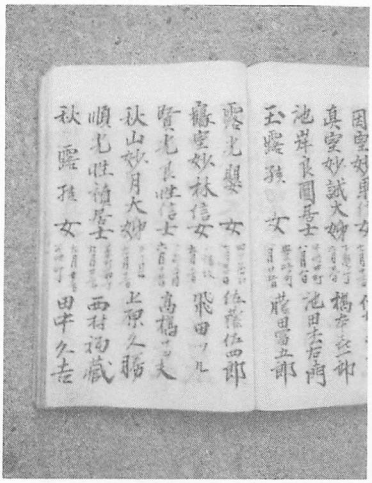

鱗勝院の過去帳にある霧の法名

霧家墓所の墓碑

蛭田家菩提処声体寺にある
鶴と夫瀧多（為継）の墓

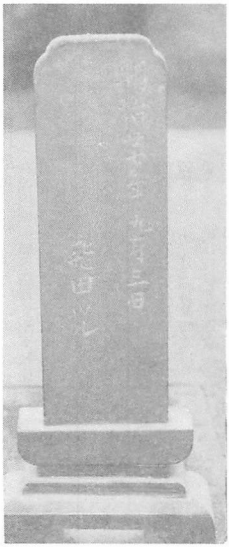

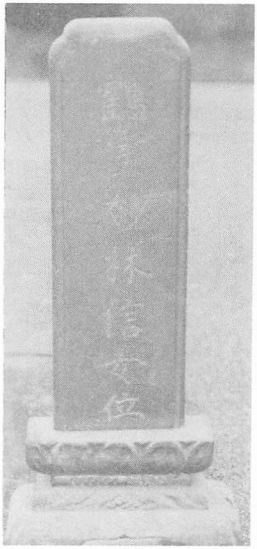

声体寺にある鶴の位牌

(二) ツルの子孫

鶴の子孫は嫁家における所生の子女であるが、原則として第一女子は鶴家相続の神女（巫女）とした。鶴家は九代目飛田ツルをもって絶家となったので、子孫は蛭田家ということになる。ツル所生の子女は、武治以外は不明である。

武治は、名乗を為貞と称した。嘉永二年（一八四九）四月四日生れ、母のツルときに23歳であった。父は蛭田瀧多為継。慶応四年（一八六八）四月二十六日、20歳のとき妻を娶った。妻のミツは渋江内膳厚光の女、このとき16歳であった。

渋江家は家格回座の門閥で、しばしば家老を輩出した名家。内膳厚光また家老、勤王家としても名がある。

戊辰の役に八幡神出陣のとき武治は、母鶴の看抱代理として出陣した。明治五年四月、八幡神社の祠掌に採用されたことは、すでに述べた。武治の生涯については、不明である。明治三十一年一月一日、49歳で没した。

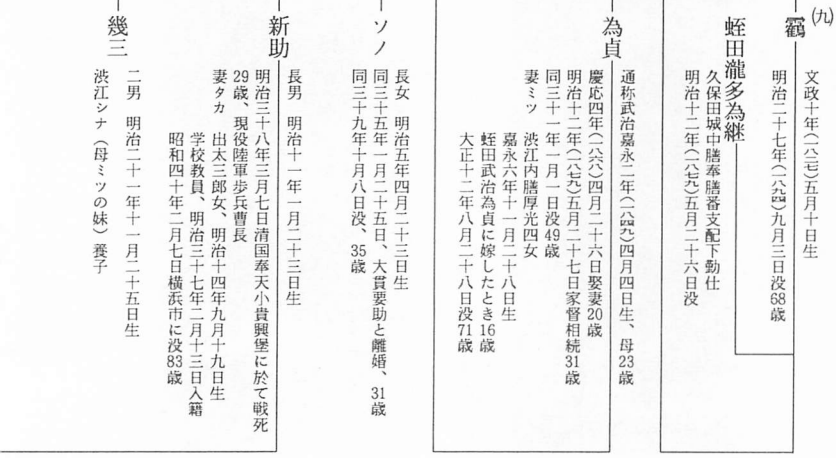

武治の長女ソノは、大貫要助に嫁したが、明治三十五年一月二十五日、31歳で離縁、同三十九年十月八日、35歳で没した。大貫要助は実業家として敏腕を振った敏蔵の弟で、その女は文部大臣田中隆三の夫人。武治の長男新助は、志願兵の陸軍曹長。日露戦争に出征し明治三十八年三月七日、奉天会戦に戦死した。29歳。新助の弟幾三は、渋江シナの養子となった。シナは、母ミツの妹。

戦死した新助の妻タカは、出太三郎の女で教員。タカの兄大象（明治四年生）は、土崎港町（秋田市）の町家東海林家に婿養子となり、その長男が太郎（母イツ、明治十三年生）。流行歌手の巨星として一世を風靡した、あの東海林太郎である。

東海林太郎は昭和四十七年十月四日、73歳で没し東海林家代々の菩提処である土崎港町の西船寺に葬られた。

西船寺は土崎の名刹にして、あの高名なチベット研究家多田等観の生まれた寺である。等観は昭和四十二年二月十八日、77歳で寂し西船寺に墓がある。

新助の一人娘ミヨは17歳で没したので母のタカは、信

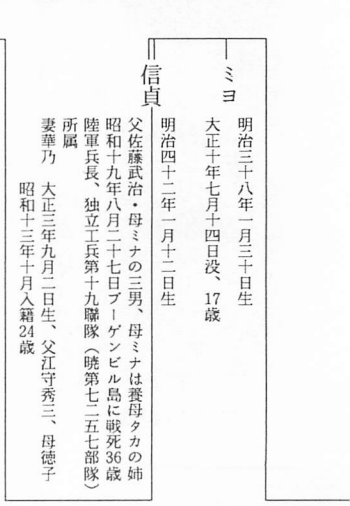

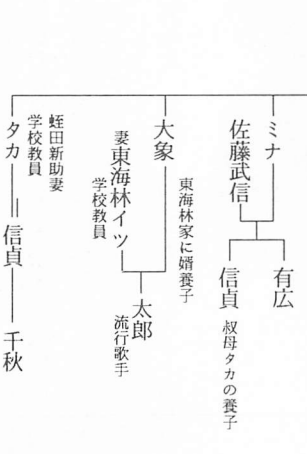

貞を養子とした。信貞は佐藤武治・ミナの三男。母ミナは、信貞の養母タカの姉である。昭和六年秋、蛭田家は秋田をあとに、横浜に居を移した。そのとき家に伝えられた霜家文書を、霜とゆかりある秋田市の某家に寄贈したという。

昭和十九年八月二十七日、信貞は南方ブーゲンビル島に戦死した。39歳。その長男千秋氏は、横浜市に居住している。

声体寺の塋地に林立する
蛭田家墓碑群の一部

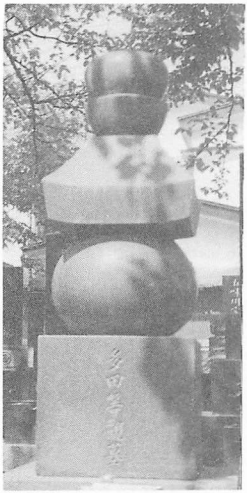

多田等観の墓

東海林太郎

三十一、秋田県内における女系神女と霧との比較

母系神職については本書の冒頭「一、正八幡母系神女『霧とは』「二、神女の起源」「三、巫女」「四、巫女の女系相続」に、その実態のあらましを述べた。此処に述べようとするのは、秋田県内における母系の神職について、その概形に触れてみようとするものである。

秋田における母系神職の萌芽は、極めて少ないようである。「出羽風土記巻之二」に『女別当』の小項目があり、その中に次のようにある。

○女別當

三山雅集曰女別當職と云ふものありて諸國乃巫女を司とり神詫勘辨の家業なりと云々

最上郡新庄七所明神に女にて奉仕せるものあり又秋田城内の稲荷にも女にて奉仕せるものあり土俗是を鶴子のカミと云ふ五十石領す女別當と称せ志は此の類なるにや

これは本書のヒロイン「霧」を指しているようだ。また紀行作家菅江真澄の「月のいては路」仙北郡五・神宮寺邑には、次のように述べてある。

○祠官佐左木氏家系譜

○天兒屋根命十一世○雷大臣ノ三男道麿ニ七世ノ後胤○熊速、其子○速友、大織冠ノ御子○意美麿、其御子○清麿二世奉仕、在女○友子、神護景雲三年至奥州供人随ニ宮川ノ四郎一、山本郡興津姫命副河神社奉仕、延暦廿三年京都ヨリ房女ト云フ女ヲ下シ家継シム。大同二年坂上田村丸八幡宮御建立アリ則房女神

主ニ奉仕、奉幣司神主平朝臣盛政也云々と見え、副河ノ神社大寶元年仁和寺ノ副僧鈍雲開基自社僧タリ小猿山神宮密寺號、二代秀西僧八幡宮社僧ルナニ云々と見ゆ。今此家神子にて代々連綿(つぎきたれ)り、久保田ノ廣幡ノ御社に仕へまつれる、鶴子とて女祝あるが如し。女神官ある事は貞観官府に、「禰宜並置社者以レ女為ニ禰宜一」と見え、また宇佐ノ宮には古ヘ女禰宜ありつるよし倭訓栞にも見えたり。此さゝ木家とはいと〳〵近き世に名乗つる也。此家そも〳〵いにしへの房子より、今し世かけてうみの子の連綿神子の絶えざるこそ、うまことに神のみわざにてなむありけめ。

古事類苑神祇部神職上には、次のように誌してある。

〔類聚三代格一〕太政官符

應ニ以レ女為ニ禰宜一事

右撰格所起請偁、太政官去天長二年十二月廿六日符偁、承前之例、諸價小社或置レ祝無ニ禰宜一、或禰宜祝並置、舊例紛謬、准據無レ定、加以或國獨置ニ女祝一、永主ニ其祭一、左大臣宣旨、自レ今以後、禰宜祝並置社者、以レ女為ニ禰宜一、但先置者、令レ終ニ其身一者、諸國依レ格遵來年久、○中略

神宮寺郷土覚書（高橋富治叢書第二集・昭和四十三年二月十日印行）に、神宮寺八幡神社「八幡宮祠官佐々木氏家系譜」があり、佐々木氏家系譜は前出の「月のいては路」と同じであるが、神宮寺郷土覚書は前者より詳である。

八幡宮祠佐々木氏家系譜

天児屋根命十一世雷大臣の三男道麿七世の胤、熊速其子速友大織冠の御子意美麿其御子清麿二世奉仕在女、友子、神護景雲三年（七六九）奥羽供人随宮川の四郎山本郡興津姫副川神社奉仕延暦二十三年（八〇四）京都より房女と云う女を下し家を継がしむ。大同二年（八〇七）坂上田村麿八幡宮御建立ありて則ち房女神主に奉仕、奉幣司神主平朝臣盛政也云々と見え、今此家神子（みこ）にて代々連綿たり。久保田の広幡の御神社に仕えまつれる鶴女とて女祝あるが如し、女神官有事は貞観官府に禰宜並置社者、女禰宜と見え又宇佐ノ宮には古へ女禰宜ありつる由倭訓栞にも見えたり。此の佐々木家とはいといと近き世に名乗りつるなり。此家聊も古しへの房子より今し世かけてうみの子の連綿神子の絶えざるこそ誠に神わざにてなんありけめ。

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮下社人佐々木三河正藤原定元　著風折烏帽子狩衣専守恒例神式可抽大平精祈者

神道裁許状如件

文化八年（一八一一）四月二十一日

神祇管領長上従二位　ト部朝臣良速　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮下社人佐々木和泉頭藤原定倫　著風烏帽子狩衣任先例専守社職格式可抽大平祈者

神道裁許状如件

嘉永元年（一八四八）四月十五日

神祇管領長上従三位　ト部朝臣房労　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮巫子大貳恒例之神事神楽勤仕之時可着赤色千早舞衣者

神道裁許之状如件

正徳三癸巳年（一七一三）七月十八日

神祇管領長上従二位　ト部朝臣兼推　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮神子要着舞衣任先例神事神楽等可勤仕者
神道裁許之状如件
寛保三年（一七四三）五月三日
神祇管領長上正三位神権大兼副侍従　ト部朝臣兼推　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮神子要着舞衣任先例神事神楽等可勤仕者
神道裁許状如件
安永五年（一七七六）四月十六日
神祇管領長上正二位　ト部朝臣兼推　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮神子大貳着衣任先例可勤仕神叟神楽者
神道裁許状如件
寛政十年（一七九八）四月十三日
神祇管領長上正三位侍従　ト部朝臣良運　朱印

出羽国仙北郡神宮寺村八幡宮神子大貳着衣任先例可勤仕神叟神楽者
神道裁許状如件
嘉永元年（一八四八）四月十五日
神祇管領長上正三位侍従　ト部朝臣房労　朱印

佐々木家切支丹調書写
仙北郡神宮寺村八幡宮下社人佐々木宮之進家内共は、此判形切支丹御調相違有之間敷候也
享和三年（一八〇三）五月

嘉永元年（一八四八）から二十年で明治元年（一八六八）、明治四年廃藩置県となり、世は近世から近代国家へと展開した。

佐々木家の女系神女も、佐竹正八幌宮の覊女と同じく世の変遷によって停止したものか。

三十二、正八幡宮守護役「鶴女」の継承系図

正八幡守護役・鶴女（代々襲名）の役職は、次のように継承した。

- 秋田初代
  - 鶴
  - 飛田与右衛門　大番士　鶴の看抱（夫）以下同
- 二代
  - 鶴
  - 飛田権左衛門　鶴看抱　明暦三年（一六七）七月廿日没
- 三代
  - 鶴　伊織　元和四年（一六一八）生
  - 勘右衛門　鶴に入婿し看抱　大番士　一子出生後出奔流浪
    - 忠清　金沢典膳盛久弟入婿　大番士　三人扶持　貞享五年（一六八）六月九日没
      - 久米右衛門　三代目鶴看抱代理
    - 女　忠清妻　正徳二年（一七一二）十月廿五日没
  - 久米左衛門……飛田氏
- 四代
  - 鶴　伊織
  - 高根作左衛門　鶴看抱　三人扶持　膳奉膳番支配御茶屋勤仕　正徳三年（一七一三）江戸に没77歳　高根の苗字は鶴にとって鎌倉以来由緒ある苗字なので鶴は、藩主に願って一子作左衛門に高根の苗字を授け、一家を創設した。
- 五代
  - 鶴　享保十六年（一七三一）生　安永六年（一七七）十月十日没47歳
  - 戸沢定右衛門盛房　鶴看抱　享保十年（一七二五）生　御鷹屋勤仕　安永九年（一七八〇）正月十七日没56歳
    - 戸沢藤右衛門　寛延元年（一七四八）十月五日没……戸沢氏
- 六代
  - 鶴　宝暦十三年（一七六三）生　天保七年（一八三六）四月十二日没75歳
  - 安東茂兵衛季保　鶴看抱　宝暦十二年（一七六二）生　三人扶持給銀七拾目
    - 高根治兵衛　三人扶持給銀八拾目
      - 作左衛門
        - 治兵衛　※七代鶴の看抱

七代
鶴
高根治兵衛
安東領兵衛　※八代鶴の看抱

八代
鶴
安東領兵衛　清五郎
寛政三年（一七九）八月十七日生
高根作左衛門……高根氏

九代
鶴　文政十年（一八二七）五月十日生
明治五年（一八七二）氏名を「飛田ツル」と称す、46歳
明治十二年（一八七九）五月二十六日夫蛭田瀧多死亡、ツル53歳
明治十五年（一八八二）三月飛田ツル家の戸籍を編成す、56歳
明治二十七年（一八九四）九月三日死亡68歳
明治三十二年（一八九九）六月廿一日　家督相続者なきを以て絶家となる
蛭田瀧多為継　鶴（きんしん）看抱
安政五年（一八五八）近進
膳奉膳番支配勤仕　六人扶持給銀百目
明治十二年（一八七九）五月廿六日没
安東　昇……安東氏
蛭田武治為貞……蛭田氏

正八幡守護職鶴の扶持高は当初蔵出米八石、神事用夏帷子（かたひら＝麻織の夏衣）弐ツ、冬は小袖壱重支給。後年秋田藩の財政不如意になるにつれ蔵出米六石に減らされ、神事用衣類は金子を以て支給した。扶持米の減石、金子を以て支給された額では、神事用衣装代の半額にもならず甚しく困窮した。

三十三、鶴女の署名

鶴女の署名は、正八幡宮祭主（宮司）の身を以て書した字体は、いわゆる花押に相当とみられるが、書体は花押の前段階なる草名（草書体で書く署名）をもって書いたのが、多く見られる。また肩書も一様でなく、異ったのも見られる。

〔三代目鶴の署名〕

〔四代目鶴の署名〕

〔五代目鶴の署名〕

〔四代目鶴の署名〕

延宝八年（一六八〇）八月二十一日付文書の控

〔七代目霸の署名〕

文政十年（一八二七）二月 66歳

天保二年（一八三一）70歳

天保三年（一八三二）4月 71歳

天保七年（一八三六）正月 75歳

天保七年二月 75歳
翌々月の四月十二日75歳で没した

〔八代目霭の署名〕

天保十三年（一八四二）四月

嘉永元年（一八四八）四月五日の書状

嘉永元年（一八四八）六月十九日

嘉永三年三月

嘉永四年三月

〔九代目霭の署名〕

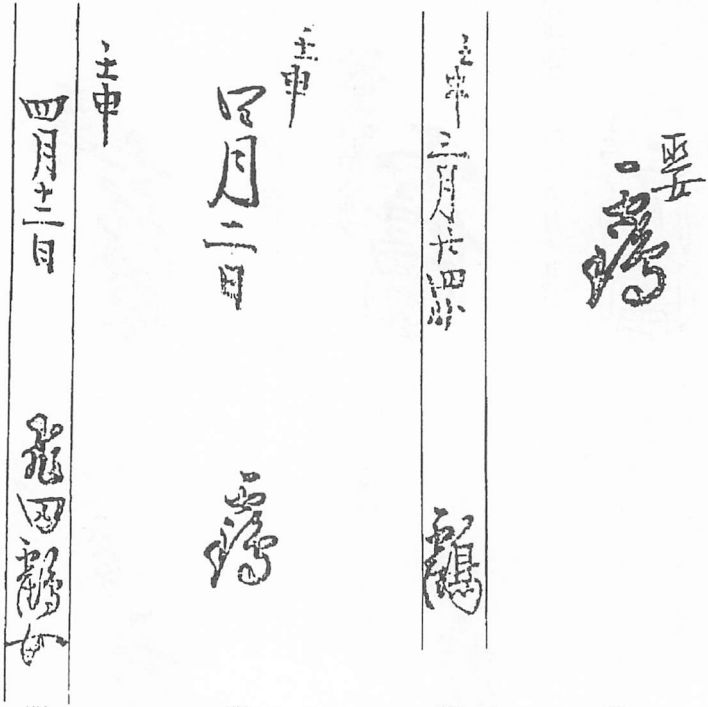

明治二年四月

明治五年三月二十四日

明治五年四月二日

明治五年四月十二日

〔九代目霭の署名〕

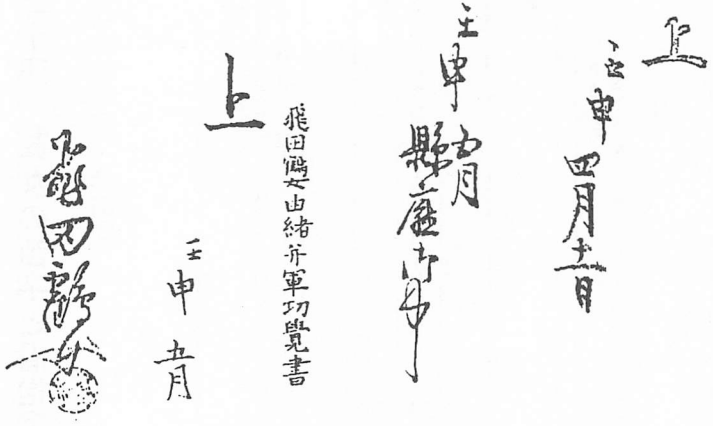

明治五年四月十一日

明治五年五月

明治五年五月

明治五年

三十四、鶴女の苗字と看抱家

(一) 鶴女の苗字家・飛田家

一代
鶴
某　與右衛門
慶長七年壬寅年常陸より八幡宮（今城内にあり）御供仕秋田へ下り鶴子看抱仕候由

二代
鶴
某　権左衛門
鶴子看抱仕候由明暦三丁酉年七月二十日死す法名一山宗滴

三代
鶴
某　勘右ェ門　流浪す
久米右衛門
忠清　実は金澤典膳盛久弟
妻養父権左衛門女正徳二壬辰年十月二十五日死す法名徳岩妙林
女　久米右衛門忠清妻

四代
鶴
高根作左衛門
正徳三年（一七一三）没77歳

五代
鶴
戸沢定右衛門盛房
安永六年（一七七）十月十日没47歳
安永九年（一七八〇）正月七日没56歳

六代
鶴
高根治兵衛

七代
鶴
安東茂兵衛季保
宝暦十三年（一七六三）生
天保七年（一八三六）没75歳
宝暦十二年（一七六二）生

八代
鶴
安東領兵衛

九代
鶴
文政十年(一八二七)五月十日生
明治二十七年(一八九四)九月三日没68歳

蛭田瀧多為継
膳奉膳番支配下　明治十二年(一八七九)五月二十六日没

蛭田武治為貞
嘉永二年(一八四九)四月四日生
明治五年(一八七二)四月八幡神社祠掌
同三十一年(一八九八)一月一日没50歳

新助
明治十年(一八七七)一月二十三日生
明治三十八年(一九〇五)三月七日
日露戦争に出征し奉天に於て戦死29歳　陸軍歩兵曹長

信貞
明治四十二年(一九〇九)一月十六日生
昭和十九年(一九四四)八月二十七日
ソロモン・ブーゲンビルにて戦死36歳
妻　江守秀三女　華乃

千秋

飛田市之丞
母の四代目鶴、男子の仕官を藩当局に嘆願し、元禄十四年(一七〇一)御茶屋番に召出され名を飛田市之丞と賜わり仕官
茶屋奉公膳奉膳番支配　三人扶持給銀五十目

清右衛門
安政二年(一八五五)御茶屋衆膳番支配
三人扶持給銀八十目

喜八郎

桂
名興　家定　通称　富之助
嘉永五年(一八五二)八月十五日生　明治六年(一八七三)22歳
大正十二年(一九二三)七月十三日没72歳
久保田城下北ノ丸新町居住
妻タケ　保戸野中町望月伊太夫長女
大正八年(一九一九)七月四日没

ヤエ
友治妻

友治
ヤエに入婿
平鹿郡明治村佐川家出生

桂太郎
東北電気工事㈱
秋田支社総務課長

建

キヨ
博治妻　学校教員　昭和二十二年(一八八九)二月十五日没53歳

博治
キヨに入婿　南秋田郡馬場目村（五城目町）伊藤家出生
昭和二十二年四月十四日没58歳

博
大正六年(一九一七)三月四日生
行政管理庁新潟行政監察局長
平成六年(一九九四)三月九日没77歳
妻秋子　大正十二年(一九二三)九月二十五日生
昭和十九年(一九四四)六月十五日婚姻入籍
福島県安達郡青田村　今泉家出生

耕司
昭和二十年(一九四五)七月二十三日生

英司
昭和二十三年(一九四八)九月十五日生

元 秋田藩
元 三人扶持
給銀八拾目
改正現米九石

曾祖父 飛田清右衛門 亡非役
兼祖父 飛田清治兵衛 亡非役
房大區三小區北九新町
士族 飛田 桂
明治八年二拾二歲

生國羽後

明治四年辛未十二月十五日 家督被仰付候 父飛田喜八郎同年十一月二日
當縣貫屬被仰付候

家之紋

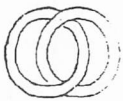

旗之紋

地黑
紋白

替紋並
幕之紋

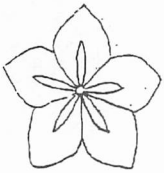

申傳

(二) 鶴女の看抱家

① 高根家

三代
鶴 伊織
飛田勘右衛門 鶴看抱（夫）

四代
鶴 伊織
高根作左衛門 鶴看抱

高根の苗字は鶴にとって鎌倉以来由緒ある苗字なので鶴は、藩主の許可を得て一子作左衛門の苗字とし、一家を創設した
御茶屋奉行　三人扶持　正徳三年（一七一三）江戸に没77歳

五代
鶴 貞享二年（一六八五）生　安永六年（一七七七）十月十日没
戸沢定右衛門盛房 鶴看抱

六代
鶴
安東茂兵衛季保 鶴看抱　宝暦十二年（一七六二）生

七代
鶴 看抱　高根治兵衛
安東領兵衛 ※八代鶴看抱
高根治兵衛 三人扶持給銀八拾目
作左衛門
治兵衛

八代
鶴
安東領兵衛 鶴看抱　清五郎　寛政三年（一七九一）八月十七日生
高根作左衛門
萬蔵 安政二年（一八五五）膳番支配御茶屋衆 三人扶持給銀八拾匁
猪之助 明治六年54歳 元三人扶持給銀八十目 改高現米九石

② 戸沢家

四代
鶴
高根作左衛門

五代
鶴　貞享二年（一六八五）生
安永六年（一七七）十月十日没47歳
戸沢定右衛門盛房
鶴看抱　御鷹屋勤仕
安永九年（一七八〇）正月七日没56歳

戸沢藤右衛門盛光
寛延元年（一七四八）十月五日生

六代
鶴
高根治兵衛
鶴看抱　三人扶持給銀八拾目

盛綱　長蔵

長兵衛

作兵衛
明治六年（一八七三）58歳
元高五人扶持給銀百目　改高二拾石

③ 安東家（安東太郎堯季末葉　別号山館氏）

季林　備中守
河辺郡豊巻村（秋田市豊岩豊巻）山柴・百花館館主
安東実季に臣従

季元　山館越中
慶長七年（一六〇二）安東実季の宍戸国替時、離臣となり浪人

季久　茂兵衛
佐竹義宣に仕官　17歳より大坂両陣に従軍

季長　仁兵衛
四人扶持給銀百四拾目

季忠　茂兵衛、後、季茂と改む

季定　茂兵衛
石井三郎兵衛忠丘次男
享保十九年（一七三四）正月二十五日　城下楢山大関にて大吹雪に遭い凍死

季保　茂兵衛　宝暦十二年（一七六二）八月二十日生
雲石左内久光次男
安永二年（一七七三）十一月一日　三人扶持給銀七十目
妻　佐竹正八幡宮神女六代目霞（戸沢定右衛門盛房女）
宝暦十三年（一七六三）生
天保七年（一八三六）四月十二日没75歳

領兵衛　清五郎
寛政三年（一七九一）八月十七日生　三人扶持給銀三両二分
妻　正八幡宮神女八代霞女（高根治兵衛女）

昇
三人扶持給銀六拾目

女
八幡神女九代霞女
文政十年（一八二七）五月十日生
蛭田瀧多為継妻
明治二十七年（一八九四）九月三日没68歳

安吉　警察官
明治二十五年（一八九二）二月十日没、安東安吉神霊
妻　明治十年（一八七七）正月二十六日没、安東タキ女神霊

春造　鉄道員
大正十一年（一九二二）八月十八日没　徳奉山
妻　昭和三十五年（一九六〇）一月二十九日没　徳寿院

正
明治四十四年（一九一一）三月一日生
秋田魁新報社販売部長、同大阪支店長、同監査役
秋田活版印刷専務取締役
平成七年（一九九五）十二月二十九日没85歳
妻チョエ　昭和五十九年（一九八四）五月二十四日没67歳

鉄治
秋田県庁職員

④ 蛭田家

八代
鶴

九代
鶴　文政十年(一八二七)五月十日生
明治二十七年(一八九四)九月三日没68歳

蛭田瀧多為継　鶴看抱(夫)
安政二年(一八五五)近進
膳奉膳番支配　六人扶持給銀百目
明治十二年(一八七九)五月二十六日没

武治為貞
嘉永二年(一八四九)四月四日生
明治五年(一八七二)四月　八幡神社祀掌
明治三十一年(一八九八)一月一日没56歳
妻ミチ　家老渋江内膳厚光四女
嘉永六年(一八五三)十一月二十八日生
大正十二年(一九二三)八月二十八日没71歳

新助
明治十年(一八七七)一月二十三日生
日露戦争に出征し明治三十八年(一九〇五)三月七日、清国奉天小貴興保にて戦死29歳
妻タカ　明治十四年(一八八一)九月十九日生
秋田藩士出太三郎女
昭和四十年(一九六五)三月七日横浜市にて没85歳

信貞
養子　明治四十二年(一九〇九)一月十六日生
養父新助妻タカの姉ミナ(佐藤竹治妻)の三男
タカの兄大衆は東海林家の婿となり、その長男太郎は一世を風靡した流行歌手、東海林太郎
昭和六年(一九三一)秋、横浜市に転居、23歳
同十九年八月二十七日ソロモン群島ブーゲンビルにて戦死36歳
妻　江守氏華乃　大正三年(一九一四)九月二日生

千秋

赫子

三十五、鶴女の葬所

鶴の身は、次のように一身にして二身という特異な身分にあった。

(ア) 正八幡宮神事継承者

(イ) 嫁家に在っては妻

正八幡宮は常陸以来母系（女系）によって神事を継承した神社で、継承者の祭主（現・宮司）の名は「鶴」と称し、代々襲名した。諸書には「女神子（みこ）・女神主・女禰宜」などと誌されてある。嫁家に在っては妻であり、夫は鶴の看抱であった。

こうした経緯によって鶴は一身であるが、正八幡宮女系神主、嫁家における妻といった双方に身を置く境涯にあり、正八幡宮に在っての宗教は「神道」であるが、鶴の苗字は飛田であり、飛田家の菩提所は鱗勝院（曹洞宗・秋田市旭北）であり嫁家には、それなりの菩提寺があった。

(ウ) 蛭田家墓地に在る鶴の墓と位牌

九代鶴の菩提寺は①鱗勝院と蛭田家の菩提所、②声体寺（時宗・秋田市保戸野）であり、①の過去帳に「飛田ツル」とあり、②の飛田家墓地に建った石塔に「蛭田為継之墓」と右側に、左側に「鶴室妙林信女」と、二行に刻字されてある。

為継は瀧多の名乗り、鶴室妙林信女は鶴の法名。左側面に「明治十二年五月二十六日卒」とある。これは為継の死亡年月日である。

この年月日時に鶴は、53歳である。鶴の没年は明治二十七年九月三日、68歳であったが、この石碑には死亡年月日の追刻は見られない。

②の声体寺位牌堂に、鶴の位牌がある。表裏に刻字し、裏面は刻字の上に金塗装してあり、いまもって金色に輝いている。

表面に「鶴室妙林信女位」、裏面に「明治廿七年九月三日飛田ツル」とある。

三十六、参考「扶持・給銀」について

本書の後半、特に「家系」等に頻出する「扶持・給銀」つまり『〇人扶持、給銀〇百目』などは、現在の「給料額」を示すものであるが、その当時における「俸禄制の実態と文言」につき、本稿の終末に当って参考までに付け加えておきたい。

(一) 扶持・給銀の定義

① 扶持とは

扶持(ふち)とは援助また力を貸すことなどが定義の本筋であろうが、この場合の意義は、①俸禄を与えて家臣とする。②扶持米を与えて臣下として抱え置く。

(ア)俸禄とは、官に仕える者（禄仕）に対して支払う給与。昔は衣類・農具・穀物などの生活必需品を与えたが、後世は知行・扶持米・金（銀）貨などを支給した。

(イ)扶持米とは、主君から家臣に給与した俸禄米（禄米）。扶持とは、給与される俸禄の額をいい『禄高』と称した。

② 給銀とは

俸禄として支給される「銀貨」を称し、金貨の場合は給金といった。

(二) 秋田藩の知行制度

① 知行とは

江戸時代の武家（武士）は大名に臣事し、大名は所領する領地を臣事する家臣に分割給付した。これを「知行地を与え」また「知行させる」といった。

知行とは領主が家臣に俸禄として支給した土地のことをいい、その土地を「知行所」と称した。その地行所から生産される米の生産量を「知行高」といった。

知行地（知行所）の知行高を俸禄とする家臣は、いわゆる「小領主」であり、また「知行取り」ともいわれた。

② 秋田藩家臣団の知行

秋田藩の家臣団を俸禄的見地から分割すると、次のように大別される。

領主（藩主）
- 地方知行取り
- 蔵米知行取り
- 扶持米取り

(ア) 地方知行

地方知行とは大名から藩士（上・中級藩士）に、地方（百姓付きの農地）で充行（充行扶持）われた知行形態をいう。

地方知行を充行われた藩士を、充行地（給地）の百姓は地頭と呼び、その知行地を「知行所（給所）」

といった。地方知行の受給者は、いわゆる知行取である。

地方知行地を給与された藩士は、検地によって定められた年貢米（当高・高・物成・貢租・斗代・分米・税）を知行所の農民から受領した。

秋田藩の年貢米徴収率は平均、知行地生産量の六割であり、百姓の取り分は四割ということになるが、平均は米の生産者である百姓（農民）を飢餓に追い込まないように配慮した定めであるという。

百姓側の当高は年貢であり、年貢は領主の知行（扶持米）となる。

(イ) 蔵米知行

蔵米知行は、知行高があっても村附け（知行地）はなく、領主の蔵出米をもって扶持された。蔵米取りともいわれた。

(ウ) 扶持米取り

扶持米取りの給与は石高でなく、扶持米（一人扶持は一日、玄米五合）と給銀の二部制をもって支給し、また扶持米は蔵出米を分割して給与した。

扶持米の蔵出し支給場所は、㋐久保田（秋田）城下川尻の上野にあった米蔵。㋑同城下五丁目の米蔵（アキタクラブ＝割烹の敷地）。

米の生産は年一回であるから、支給は年一回が原則。しかし受給者の便宜をはかり春・秋・冬の三季にわたって扶持米を渡した。

また米価の変動を顧慮して、幾分を金（銀）に換算して支給し、給金の記述があっても、銀を支給した。

㈡ ○人扶持給銀○百目

扶持米取りは「○人扶持、給銀○目」の給与を支給された。九代目霜の看抱（夫）蛭田瀧多為継の扶持は「六人扶持給銀百目」であった。

○人扶持は、一日玄米五合を基準に計算される。蛭田氏の場合は「五合×六＝三升」となり、一日・三升の日給となる。これを原点に計算すると、次のように年間の升目が算出される。

3升×365日＝1095（10石9斗5升）＝約11石

蛭田氏の年間禄高は、十石九斗五升（約十一石）

給銀は右の升目の内から一部の米を時の相場に換算した金（銀）額を米と併給した。

㈢ 貨幣の公定相場

前項に「給銀」という字句が出たので、江戸時代の貨幣について触れてみたい。

江戸時代の貨幣は「三貨」をもって通用した。三貨とは、①金貨・②銀貨・③銭貨をいう。①は四進法・②は秤量（しょうりょう）・③は十進法の計算で行なわれた。

①の金貨は大判・小判の二貨をもって構成したが、大判は原則として一般の通貨として鋳造したものではなく、軍事・賞賜・贈答用など特定の目的に使用された。大判は本来、小判（一両）の十倍、すなわち十両であったが、逐次、量目・含有金銀量が低落し、年を経るとともに値打が下がり、慶長大判は八両二歩、享保大判は七両二歩に下落した。

大判を一般の流通界で通貨として取扱う場合は、通常「銀」と同じ「秤量貨幣」扱いで使用された。

したがって金貨として通用したのは小判であり、金貨は一般に金子（きんす）といわれ「四進法」で数えられ、次のように細分した。

小判金一両→四分、一分→四朱。したがって、一両は十六朱。

元禄十三年（一七〇〇）の幕府公定相場によると、金一両（小判）は銀六十目→銭四貫文（四千文）に相当した。

銀貨は秤量、つまり目方による量目によって決める貫匁（目）の十進法（千匁をもって一貫文）とした（銀一両＝㊍永楽銭一貫文＝銭千文）。拾匁目以上で端銀のつかない二十匁とか三十匁などの場合は二十目、三十目と「目」の字を用いた。三十八匁といった端銀のある場合は「三十目八匁」とはいわず「三十八匁」と、「匁」の字を使用する慣例であった。

銭貨は貫文による十進法（千文をもって一貫文）。永楽銭㊍勘定の場合は金一両（小判）＝銀六十目＝銭四貫文（四千文）。

これらの貨幣を使用するにあたっては、相互に交換する必要があった。この交換業を、両替屋といった。

なお三貨には、次のような数え方があった。

○金貨

金千疋＝小判二両二歩

金四百疋＝金一両

金百疋＝一歩

金五十疋＝二朱

○銀貨

銀一枚＝銀十両＝四十三匁

○銭貨

銭百疋＝銭一貫文＝千文

銭十疋＝銭百文

銭一疋＝銭十文

あとがき

古代からの習俗を継承し明治に至った「母系（女系）相続」の神司者（現在の宮司・神主に相当）『鶴（つる）代々襲名』に注目し、その実態を探究すべく、文献・取材調査を開始したのは昭和四十年（一九六五）でありました。取材を開始するに至った端緒は、次のような動機が二件ありました。

その一は「女系実子相続・女性祭司者、代々襲名」という古代ならいざ知らず近世において明治初年まで続いた神司者の存在に驚異をもって注目し、探究心を燃やしました。

その二は、私の古い縁家に近世の時代、神官を代々継承したK家がありまして、その家の由来を同家の系図・古文書によって調査を進めたところ、K家は本稿のヒロイン「鶴」とコンビを組み神事に、いそしんだ家であったことが判明し「神事者・鶴」の消息資料が少なからずあり、前掲「その一」を探究するに一層の迫車が、かけられた次第であります。

数々の史資料を漁るその中に「秋田市史上巻・昭和二十四年七月発行」を閲読するに、次のような字句を目にしました。

八幡神社。神社と申せば先づ第一に八幡と数へる程で、武士屋敷の鎮守とせられていた。此の神社には特殊の慣習があった。神主は代々之を『①鶴子と唱へる②未婚の女子が當る様であって伊勢の斎宮に似たものであったろう。③八幡宮に社領があった外に鶴子に何石といふ禄を規定した程であった。④鶴子と書いてあるのは職名で⑤伊織とあるのは⑥個人名である』

右に掲げた「秋田市史上巻」の『抜書文』に「線引き」した字句は全部、該当しない文言であります。①の鶴子は「霸女」。②の未婚の女子は「有夫」である。夫なくして神聖なる神事を司さどる女性が、神聖なる神事に従事する子孫を生めまい。③は「霸」で、④は職名でなく「名」であり、この名は代々襲名しています。⑤〜⑥伊織は個人名でなく、次のような事情による強制改名であります。

上様（うえさま＝徳川将軍家・佐竹藩主家等）に『鶴』という名の人が居った場合、上様と同名では憚りがある（恐れつつしむ・さしさわりがある）として、不都合であるから改めよ。また同唱でも同断といった触れ書きが回付された。この場合「鶴」はもとより同唱とみられる名（例…一部の名＝霸・弦・釣・葛・蔓・つる・ツル・津留）などは、『つる』を避け別名に改めさせられた。

伊織の改名回付記録は見当らないが、次のような文言をもって秋田藩御用所より達せられ、該当する者は悉く改名させられた。

安永六年（一七七）十二月八日

徳千代様御名御改可奉称鶴五郎様と被仰出候、依之右文字同唱之名共可相改事（徳千代様御名御改め、鶴五郎様と称し奉る可く仰せ出され候、之に依り右文字同唱の名とも相改る可く事）

鶴五郎は佐竹二十八代義敦の子（母は側室）で、安永五年（一七六）五月八日秋田城に生れた。翌六年、鶴五郎と改名した。改名によって右の文書に該当する者は「鶴」の字を改め、つまり鶴の字はもとより、同唱の名も共に障りのない名に改名を強制されたのです。もとより「鶴」字の人が亡くなったりした場合は、改名解除の回付がありました。

このような次第で前掲の秋田市史「抜書」の件は、訂正を要します。こうした訂正も含め、後世に真

実を伝える必要性が倍加しました。

こうした経緯のもと取材を続け草稿の筆を執ったのは昭和五十年頃でありましたが、ときに業務多端のため遅々として筆は進まず、どうにか脱稿しましたのは昭和六十年頃でありました。この頃「彌高神社平田篤胤佐藤信淵研究所研究調査員」を委嘱され、機関誌「研究所報」（第三号＝昭和六十三年三月発行）に「彌高神社外伝」と題し、本研究の荒筋を述べましたが、以降この草稿は筐底に深く埋れ年月を経過しました。

このたび『彌高叢書』の一として出版して下されました彌高神社宮司・北嶋昭先生に、満腔の謝意を表します。

本書に用いた資料は、その都度かかげましたが、その多くは次の文献によりました。此所に篤くお礼を申し上げます。

秋田県立秋田図書館蔵文書
秋田県公文書館蔵文書
国典類抄第十八巻前編雑部一・巫女鶴

彌高叢書

第一輯　織瀬夫人伝（平田篤胤夫人）　伊藤　裕　著
第二輯　彌高神社史　未刊
第三輯　佐藤信淵大人の二人名跡　澁谷鐵五郎　著
第四輯　考証　佐藤信淵(1)　天火の小球説　川越重昌　著
第五輯　考証　佐藤信淵(2)　飢饉の旅路　川越重昌　著
第六輯　考証　佐藤信淵(3)　津山藩江戸屋敷　川越重昌　著
第七輯　宇和島藩と佐藤信淵　川越重昌　編
第八輯　佐藤信淵文献総目録　川越重昌　編
第九輯　正八幡母系神女鶴女(上)　澁谷鐵五郎　著
第十輯　正八幡母系神女鶴女(下)　澁谷鐵五郎　著

彌高叢書第10輯

彌　高　神　社
平田篤胤佐藤信淵研究所